

令和元年第3回定例会 五ヶ瀬町議会会議録

開 会 令和元年 9月 4日
閉 会 令和元年 9月20日

五 ヶ 瀬 町 議 会

1 目 目

令和元年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)
令和元年 9月 4日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定について
- 日程第 3. 諸般の報告
- 日程第 4. 行政報告
- 日程第 5. 報告第10号
五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について
- 日程第 6. 報告第11号
五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について
- 日程第 7. 議案第46号
西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 8. 議案第47号
人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9. 議案第48号
平成30年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10. 議案第49号
平成30年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11. 議案第50号
平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12. 議案第51号
平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第13. 議案第52号
平成30年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14. 議案第53号
平成30年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15. 議案第54号
平成30年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16. 議案第55号
五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正について
- 日程第17. 議案第56号
公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第18. 議案第57号
五ヶ瀬町税条例の一部改正について
- 日程第19. 議案第58号
五ヶ瀬町保育料条例の一部改正について
- 日程第20. 議案第59号
五ヶ瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第21. 議案第60号
平成31年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について

- 日程第 2 2 . 議案第 6 1 号
平成 3 1 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 3 . 議案第 6 2 号
平成 3 1 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 . 議案第 6 3 号
平成 3 1 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 . 議案第 6 4 号
平成 3 1 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 6 . 議案第 6 5 号
平成 3 1 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 7 . 議案第 6 6 号
平成 3 1 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第 1 号）について

○ 出席議員（7名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 甲斐 政國 議員 | 2 番 佐藤 成志 議員 |
| 3 番 綾 健一 議員 | 4 番 秋本 良一 議員 |
| 6 番 白瀧 徹哉 議員 | 7 番 甲斐 松男 議員 |
| 9 番 小笠まゆみ 議員 | |

○ 欠席議員

- 8 番 甲斐 啓裕 議員

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

- | | |
|---------|-------|
| 五ヶ瀬町長 | 原田 俊平 |
| 教 育 長 | 猪野 貴一 |
| 監 査 委 員 | 菊池 孝男 |

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

- | | | | |
|---------|-------|-----------|-------|
| 副 町 長 | 宮崎 信雄 | 農 林 課 長 | 廣本 憲史 |
| 総 務 課 長 | 戸高 勝洋 | 建 設 課 長 | 田原 昭生 |
| 企 画 課 長 | 小迫 幸弘 | 会 計 室 長 | 北島 隆二 |
| 町 民 課 長 | 齊家 晃 | 教 育 次 長 | 甲斐津世志 |
| 福 祉 課 長 | 武内 秀元 | 病 院 事 務 長 | 奥村 和平 |

○ 職務のため出席した議会事務局職員

- | | | | | |
|--------|-------|---|---|-------|
| 議会事務局長 | 垣内 広好 | 書 | 記 | 西川 公香 |
|--------|-------|---|---|-------|

(午前9時58分開会)

○事務局長(垣内 広好君) 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長(甲斐 政國君) ただいまから令和元年第3回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。本日の出席議員は、7名です。8番、甲斐啓裕議員から会議規則第2条第1項に基づき、欠席届けが提出されました。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

御報告します。本定例会においてタブレット端末の議場内使用を許可します。次に、本日の会議に事前許可を受けたもの限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(甲斐 政國君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、綾健一議員、3番、秋本良一議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長(甲斐 政國君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から20日までの17日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(甲斐 政國君) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から20日までの17日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(甲斐 政國君) 次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。

まず、議会活動報告を行います。

令和元年第2回五ヶ瀬町議会定例会後の議会活動については、お手元に配付しております報告書のとおりですが、主なものについて報告いたします。

まず、行政視察として、7月3日から5日にかけて、姉妹町の新得町及び宮城県南三陸町を訪問し、研修を行いました。

新得町では、浜田町長と湯浅町議会議長をはじめ議員全員の歓迎を受け、町内の酪農研修施設や牧場、福祉施設を視察しました。あらためて広大な土地と農業規模の大きさに、本町との違いを感じましたが、姉妹町として、「これからも相互に連絡・協力・支援等密に行っていくこと」を確認したところです。

また、南三陸町では、議会として災害時の業務継続計画を策定する必要があることから、被災当時の議会としての対応状況について、三浦町議会議長と山内副議長から聞くことができました。「災害時はまず自らの命を守ることが大事である」ということで、災害時における議会・議員の役割について、非常に参考になりました。これらをもとに、業務継続計画づくりを行っていきたいと考えます。

次に、各種団体との意見交換についてです。

まず6月28日の農業委員会との意見交換では、「五ヶ瀬町のこれからの農業振興のあり方を考える」として、地域課題について議論しました。休耕地対策等については、有害獣被害は減少傾向にあるというものの、個体数は減っておらず、耕作意欲がそがれている現状があることや、農道などの基盤整備、販売促進など様々なことについて、意見交換しました。

また、7月10日の高千穂地区農業協同組合役職員との意見交換では、農協から現状報告を受け、先の農業委員会との意見交換であった課題等についても議論し、肉用牛対策、農業者支援について意見交換を行いました。

8月2日には熊本県山都町議会との意見交換を行い、現在宮崎県側で行われている、五ヶ瀬川流域の浸水対策について、建設課から現状報告を受け、情報共有し、熊本県側としても問題提起していくとの意見をいただきました。

「監査制度に関する勉強会」では、議会選出の監査委員のおかれている歴史と意義について学び、今後も、監査がより円滑にそして有効的に行われていくよう、議会として担っていくことを確認しました。

以上、議会活動報告といたします。

次に、6月から8月の例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書の写しのとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（原田 俊平君） 町長です。令和元年第2回五ヶ瀬町議会定例会開会に当たり、本年6月定例会以降の行政経過について御報告いたします。

まず、役場新庁舎建設についてであります。今年7月に基本計画を元に計画概要、配置計画、平面及び立面計画等基本的な概要を示した新庁舎基本設計を作成しました。現在この基本設計を元に工事を実施するための詳細な設計となる実施設計を作成しているところでございます。基本

設計でお示ししました環境配慮計画の部分で、第2次五ヶ瀬町地球温暖化対策実行計画に基づき二酸化炭素排出量の削減に取り組むため、庁舎内空調に井水を利用した空調設備を整備することとしておりました。その後井水利用システムと通常の電気式システムのイニシャルコスト、ランニングコスト、並びに二酸化炭素排出量等の環境性を再比較しましたところ、イニシャルコストにおいては電気式システムの方が数千万円安く整備できること、ランニングコストは井水利用システムの方が安いのですがイニシャルコストの差額を回収するのに、約30年ほどかかるということ、さらに一番配慮すべき環境性についてもその差が2パーセントしかないなどのことから、庁舎の空調設備については、井水を利用しない電気式システムの整備を行いたいと考えております。

次に、町立病院についてであります。町立病院のあり方については先の6月議会の行政報告でも申し上げましたが、本年2月に延岡西臼杵地域医療構想調整会議内に設置されました、西臼杵地域公立病院部会、この中で西臼杵3町3病院で速やかに改革等を実行に移せるような考え方、あり方を提示することを目標に議論が行われております。議論が進められる中で、今後の公立病院のあり方を検討行うに際し、まずは3町立病院の詳細な現状分析、将来の予測の実施 問題点の整理解決プランの策定を実施したいと考え、今回の補正予算に業務委託に関する経費を上程させていただいているところでございます。予算ご承認いただけたのちには、郡内3町により速やかに業者選定に向けた企画コンペを行いたいと考えております。西臼杵地域効率病院部会設置前の、西臼杵公立病院のあり方検討委員会の中では、将来的には3町立病院の経営統合による機能再編を目指すこととした最終報告がなされておりますが、本町においては将来的にどのような医療体制でいくのかというところの議論も進める必要があると考えております。

最後に、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭についてであります。国民文化祭は、全国各地で国民の一般の行なっている各種の文化活動を全国規模で発表し、共演し、交流する場を提供することによって国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとした祭典で、文化の国体と呼ばれるものであります。

また、全国障害者芸術・文化祭は障がいのある人の芸術や文化活動への参加を通じて、その方々の生きがいや自信を創出し自立と社会参加を促進するとともに、障がいに対する国民及び県民の理解と認識を深めることを願いとした祭典で、国民文化祭が開催され都道府県において同じ年度に行われることになっております。

令和2年度、2020年度にこの国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が宮崎県で開催されることが決定し、県の実行委員会設立を受け市町村ごとに開催される分野別フェスティバルのため、本町におきましても昨年7月に五ヶ瀬町実行委員会を設立いたしました。

本町におきましては、正式名称を第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会、全国民俗芸能風流保存・振興連合会合同発表会 t o 五ヶ瀬町文化

芸術フェスティバルとタイトルが大変なごうございますので、通称として「風流」ごかせフェスタとし、来年11月15日にGパークを会場に本町の荒踊保存会も会員である全国民俗芸能風流保存・振興連合会の合同発表会、本町の多文化団体、民俗芸能保存団体による合同発表会を行う予定であります。

先週には、本町教育委員会職員と1区公民館長の長田豊明氏が香川県まんのう町の全国民俗芸能風流保存・振興連合会事務局を訪問し、「風流」ごかせフェスタに係る準備打ち合わせを行っており、来年11月の「風流」ごかせフェスタの開催に向け逐次準備を進めているところであります。

以上、行政報告といたします。

日程第5. 報告第10号

日程第6. 報告第11号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第5、報告第10号五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について及び日程第6、報告第11号五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について、町長から報告を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 報告第10号五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について御報告を申し上げます。

このたびの報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度の決算数値に基づき算定された実質赤字比率など4つの財政健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

以上で報告を終わります。

報告第11号五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について御報告を申し上げます。

このたびの報告は、財政健全化判断比率の報告と同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度の決算数値に基づき算定されたそれぞれの地方公営企業にかかわる資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ただいま町長より報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

なお、本2件については地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条

第1項の規定により、報告のみでありますので御了承願います。

日程第7. 議案第46号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第7、議案第46号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（原田 俊平君） 議案第46号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

このことにつきましては、西臼杵郡公平委員会委員規約第3条により、郡内3町及び西臼杵広域行政事務組合の議会の同意を得て正式に選任することとなっております。

このたび、西臼杵郡公平委員会の委員3名のうち五ヶ瀬町から選任しております後藤桂治氏が来る11月16日に任期満了、退任されることに伴い、新たに甲斐治夫氏に就任をお願いすることで本人の内諾をいただいております。

任期につきましては、令和元年11月17日から令和5年11月16日までの4年間となっております。

甲斐治夫氏の経歴等につきましては資料を添付しておりますとおり、人物的にも公平委員として適任と思っておりますので、御同意いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。議案第46号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8. 議案第47号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第8、議案第47号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第47号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦しなければならないとされております。

今回お願いするのは、現在の委員の興柁美智宏氏であります。興柁氏につきましては、引き続き委員を継続頂きますことを内諾をいただいているところでございます。

任期は令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間となっております。略歴につきましては、お手元の資料のとおり、人格的にも人権擁護委員として適格者であると存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。議案第47号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9. 議案第48号

日程第10. 議案第49号

日程第11. 議案第50号

日程第12. 議案第51号

日程第13. 議案第52号

日程第14. 議案第53号

日程第15. 議案第54号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第9、議案第48号平成30年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第54号平成30年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号から議案第54号までの7件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本7件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第48号平成30年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度の五ヶ瀬町一般会計は、歳入決算額41億3,743万9,347円、歳出決算額40億2,189万2,445円で、歳入歳出差引1億1,554万6,902円となっておりますが、このうち繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は4,052万1,902円となりました。

歳入の状況ですが、町税につきましては町民税及び軽自動車税の増収等により、収入額は対前年度比369万3,000円、1.3%増の2億8,664万2,000円となりました。

地方交付税は、特別交付税は増額したものの普通交付税の減額により、対前年度比1.5%減の20億7,967万9,000円となりました。

寄附金につきましては、一般寄附金の減額により、対前年度比87.2%減の1,488万4,000円となっております。

繰入金につきましては、ふるさとづくり基金、五ヶ瀬町応援基金及び佐伯勝元教育基金から、各種特定事業000円充当するため987万3,000円の繰り入れを行っております。

また、地方債につきましては、対前年度7,255万1,000円、23.8%減の2億3,181万2,000円となっております。

次に、歳出について目的別に構成比の高い経費から見ますと、民生費6億9,154万5,000円で構成比17.2%、農林水産業費6億5,886万円で16.4%、総務費6億289万9,000円で15%、災害復旧費3億8,969万3,000円で9.7%、公債費3億7,743万5,000円で9.4%、衛生費3億2,273万円で8%、教育費3億546万9,000円で7.6%、土木費2億7,927万6,000円で6.9%となっております。

また、性質別の義務的経費につきましては、人件費は、定期昇給を起因とする微増となったもののほぼ横ばい状態となり、扶助費は、臨時福祉給付金事業の終了、児童手当、介護給付及び老人保護措置の減少に伴い減、また公債費では、光ケーブル布設事業の起債償の開始に伴い増加し

ております。義務的経費全体では、対前年度比2.9%増の13億4,688万円となっております。

投資的経費では、普通建設事業費は対前年度比16.5%減の6億1,188万5,000円となりました。な要因としましては、光ケーブル布設事業の終了が起因しております。

一般行政経費の補修費においては、国の指示によりこれまで普通建設費で計上していた町道維持管理工事、林道維持管理工事等を維持補修費で計上したことにより、対前年比261.3%増の7,527万円となっております。

以上が一般会計決算の概要でございます。

決算状況についてであります。財政の弾力化をあらゆる経常収支比率は病院事業会計繰出金の増にある補助費等の増、先ほど説明いたしました普通建設費から維持補修費への見直しを行ったことによる維持補修費の増、さらには公債費の増及び交付税等の経常一般財源等が大きく減額されたことによりも95.8%と、平成29年度と比べ8.2ポイント悪化する状況となっております。

また、平成30年度末の一般会計の地方債残高は、前年度末に比べまして1億3,149万6,000円減少し28億150万2,000円となりました。

交付税の代替財源として発行が認められており、その償還金の全額が後年度交付税措置される臨時財政対策債の残高14億288万1,000円を除きますと、平成30年度末の残高は対前年度比で8,180万8,000円増加し、13億9,862万1,000円となっております。

平成30年度末の基金残高においては、ふるさと納税による五ヶ瀬町応援基金、林業広場売払収入による公共施設等整備基金及び新得町盟約記念交換林伐採収入によるふるさとづくり基金で積み立てた一方、佐伯勝元奨学金を初めとする事業に活用するため佐伯勝元教育基金を取り崩しております。基金全体では、対前年度比で4,751万7,000円増加し、33億2,030万2,000円となりました。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標は全て基準を満たし、健全性を維持いたしております。

これらのことから、五ヶ瀬町の財政状況は引き続き健全な状態を維持しているものと考えておりますが、近年の交付税の減少から経常収支比率が悪化傾向にあり、決して楽観視はできない状況にあると同時に、主要な一般財源であります地方税や地方交付税は国の制度改正に大きく影響され、今後の五ヶ瀬町の財政見通しには不透明な部分もございます。

したがって、今後とも引き続き事業の選択と集中を徹底するとともに、健全財政の堅持に努めてまいります。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきましてそれぞれの担当課長から詳しく説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第49号平成30年度五ヶ瀬町簡易水道事業に特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計の歳入額は8,491万8,005円、歳出総額は8,643万8,283円で、歳入歳出差引歳入不足額は152万278円となっております。

まず、決算書212ページの歳入の主な項目について申し上げます。

使用料として、桑野内、室野、坂狩、鞍岡、廻淵簡易水道の水道使用料、手数料として組合負担水質検査手数料、一般会計からの繰入金、町債となっております。

次に、決算書214ページの歳出について申し上げます。

簡易水道費は事務費及び管理費で、主なものとして、施設の保安管理と宮野原地区管路更新測量設計に係る委託料、工事請負費として五ヶ瀬町中学校配水管・配水池築造工事費と、町管理水道施設の給水管接続工事、その他需用費、役務費となっております。

次に、公債費として、長期借入償還金の元金及び利子を支出しております。

なお、歳入歳出差引歳入不足額の152万278円については、翌年度歳入繰上充用金により歳入不足を補填しております。

決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第50号平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度からは、国保制度改革により都道府県が財政運営の責任主体となりましたが、国保財政の安定的運営のため、財源の確保と医療費の抑制に努めてまいったところであります。

この事業運営を決算書228ページの歳入から御説明申し上げます。

歳入のかなめとなります国民健康保険税は、前年度比0.3%の減となりました。収納率につきましては全体で81.15%で、前年度より1.8%増加しております。

県支出金につきましては、制度改正により国庫支出金や療養給付費交付金などが廃止され、保険給付費等の必要額は県から交付されたことに伴い、おおはばな増額となっております。

繰入金につきましては、人件費、事務費、保険税軽減措置及び保険者支援として保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業など一般会計からの法定内繰入であります。

諸収入は、保険財政共同安定化事業及び高額医療共同事業剰余金の返還金、国保連合会の決算に伴う電算処理システム導入作業経費の積立金返還金が主なものであります。

続きまして、232ページの歳出を御説明いたします。

国保事業の72%の支出額を占める保険給付費は、前年度比1.44%の減であります。

国民健康保険事業費納付金は、県へ納める納付金であります。

保健事業費につきましては、主に特定健康診査及び特定保健指導を実施しており、前年度比2.41%の減であります。

諸支出金につきましては、平成29年度療養給付費等負担金及び退職者医療交付金の交付確定による返納金、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業にかかわる市町村間調整による返納金が主な支出であります。

決算額は、歳入総額6億4,235万8,852円、歳出総額5億9,740万309円、差引残額4,494万9,543円を翌年度に繰り越します。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第51号平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度に行われた診療報酬改定では、団塊の世代が75歳以上となる2025年と、それ以降の社会・経済の変化や技術革新への対応に向けて、より質の高い効果的な医療提供体制の整備とともに、新しいニーズへの対応を目指すこととされ、診療報酬本体でプラス0.55%、薬価でマイナス1.65%、診療材料でマイナス0.09%の改定が行われました。

県内の各自治体病院においては、以前として医師や医療スタッフの確保に大変苦慮する中において、さらなる経営の改善が求められております。

当院では、国保直診としての本来の役割である予防医療を全うするという観点から、また経営改善の一環として、健診事業や予防接種事業等の講習衛生活動にも福祉課や教育委員会と連携し取り組んでまいりました。

常勤医師の体制につきましては、平成25年4月に崔林承先生を病院長としてお迎えし、平成18年12月から勤務の岡崎副院長との2名体制となっております。

また、熊本大学の支援を受け、消化器外科及び循環器内科からそれぞれ週1回医師を招聘し、一方、高千穂国民健康保険病院からも整形外科及び耳鼻咽喉科医師をそれぞれ週1回派遣いただき、町民の皆様の医療に対応しているところでございます。

さらに、当院は地域医療を担う医師を養成するために、宮崎、熊本、両大学病院の協力病院として卒後研修医、クリニカル・クラークシップ、公衆衛生学教室、地域医療ガイダンス等の研修生受け入れを行っております。今後も関係機関とさらなる連携を図り、医師確保に努め、町民が安心して利用できる病院づくりに努めてまいります。

それでは、決算状況につきまして、ページを追って御説明いたします。

決算書1ページ、収益的収入は、病院事業収益5億5,719万7,482円、内訳は、医業収

益4億2,352万9,675円、医業外収益1億3,366万7,807円となっております。

2ページ、収益的支出では、病院事業費用5億4,157万3,800円、内訳は、医業費用5億3,069万3,989円、医業外費用843万4,774円、特別損失244万5,037円となっております。

3ページ、資本的収入は585万円で、内訳は、繰入金となっております。

4ページ、資本的支出は7,683万1,392円、内訳は、企業債償還金5,040万8,792円、建設改良費2,642万2,600円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,098万1,392円は、損益勘定留保資金で補填を行いました。

5ページ、損益計算書は、医業収益に対する医業費用、医業外収益に対する医業外費用と対比して記載しております。

医業収益から医業費用を差し引いた営業損失は1億72万1,606円、医業外収益から医業外費用を差し引いた利益は1億1,375万7,135円であります。結果、当該年度経常利益は1,303万5,529円でありました。

6ページ、特別損失を差し引いた当年度純利益は1,059万492円となり、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末処分利益剰余金は1,944万9,066円となりました。

次に、9ページ、貸借対照表について御説明いたします。

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産合計で6億9,639万5,163円、流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品の合計で5億2,075万7,994円となり、資産合計は12億1,715万3,157円となります。

負債の部は、固定負債合計4億4,522万2,850円であります。

次に、10ページ、流動負債合計は、9,964万622円、繰延収益合計は5,786万3,042円で、負債合計は6億272万5,954円となります。

次に、資本の部、資本金合計は2億4,879万6,210円、剰余金合計は3億6,563万993円、資本合計は6億1,442万7,203円となります。

負債合計額と資本合計額は、合わせて12億1,715万3,157円となり、資産合計と一致するものであります。

病院事業状況報告につきましては、11ページから22ページまで記載しておりますが、詳細につきましては、所管の委員会におきまして事務長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第52号平成30年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

30年度は第7期介護保険事業計画の初年度でありました。介護サービスにおいて、前年度と

比べ介護給付費が減少しております。今後も、予防事業の取り組みや介護サービスの適正化を実施していくとともに、必要なサービス量についての把握に努めてまいります。

それでは、決算書270ページ、保険事業勘定の歳入から御説を明いたします。

保険料8,296万3,534円につきましては、65以上の第1号被保険者の介護保険料で、現年度分の収納率は99.9%となっております。

使用料及び手数料は、介護保険料の未納者に対する督促手数料です。

国庫支出金1億2,759万9,314円につきましては、介護給付費に対する負担金と財政調整交付金、事務費分及び地域支援事業費、保険者機能強化推進に対する交付金です。

支払基金交付金1億214万564円につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に当たり、介護給付費及び地域支援事業費の負担割合に応じて支払基金から交付されたものです。

県支出金6,498万2,120円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費に対する負担金及び交付金です。

繰入金7,173万8,662円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費にかかわる町負担金、人件費及び事務費及び低所得者層の保険料軽減分について一般会計から繰り入れたものであります。

繰越金は29年度からの繰越額です。

諸収入につきましては、地域支援事業費の利用者負担金が主なものです。

次に、274ページの歳出について御説明いたします。

総務費1,930万8,396円につきましては、総務管理費、介護認定審査会費等が主なものであります。

歳出総額の78%を占める保険給付費3億5,834万1,779円につきましては、要介護者に対する介護サービス費、要支援者に対する介護予防サービス費、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費が主なものであります。

地域支援事業費4,075万5,877円につきましては、介護保険の被保険者に対する介護予防費の費用、地域包括支援センターの運営費、地域包括ケアシステム構築のための事業、及び介護予防・生活支援サービス費が計上されております。

諸支出金3,825万1,621円につきましては、29年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算による国及び県等への償還金及び介護給付費準備基金に積み立ていたしました基金積立金が主なものであります。

次に、324ページ、介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

サービス収入87万7,100円につきましては、要支援認定者への介護予防サービス計画作

成における収入であります。

繰入金につきましては、保健事業勘定からの繰入金です。

次に、326ページの歳出について御説明いたします。

総務費104万2,743円につきましては、地域包括支援センターの事務費となります。

保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に合わせた決算額は、歳入総額4億7,972万926円、歳出総額4億5,665万7,673円、差引残額2,306万3,253円を翌年度に繰り越しいたします。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第53号平成30年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

75歳以上の後期高齢者の医療費は全国的に増加傾向にあり、それに伴い、保険者の負担も増加しています。そのような中、医療費の抑制と保険料納付への理解を求め、安定的な会計運営を目指してまいりました。

その事業運営を決算書338ページの歳入から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、年金から徴収する特別徴収及び口座振替等による普通徴収がありますが、特別徴収につきましては収納率100%、普通徴収につきましては収納率98.16%となっております。

国庫支出金は、システム改修に伴う補助金であります。

繰入金につきましては、事務費及び保険基盤安定化繰入金で一般会計からの繰り入れであります。

続きまして、342ページの歳出を御説明いたします。

後期高齢者医療広域連合納付金の内訳につきましては、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定負担金であります。

保健事業費につきましては、後期高齢者健康診査にかかわる委託料の費用であります。決算額は、歳入総額5,450万3,306円、歳出総額5,389万5,218円、差引残額60万8,088円を翌年度に繰り越します。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第54号平成30年度五ヶ瀬町奨学金特別会計決算について、提案理由の御説明を申し上げます。

五ヶ瀬町奨学金特別会計につきましては、佐伯勝元氏からの寄附金を佐伯勝元教育基金として

積み立て、その基金の一部を奨学金として制度化し、あわせて特別会計を設置するものであります。

奨学金の貸付を受けるものは、五ヶ瀬町に住所を有し生活実態のあるものの子弟であって、学校教育法第87条に定める大学に在学するもので、学資の支援が必要と認められるものとなっております。

歳入は、一般会計繰入金が300万円、歳出は、奨学金費が300万円となっております。貸付金対象者は、4年生大学に進学する5名となっております。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの7件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第16. 議案第55号

日程第17. 議案第56号

日程第18. 議案第57号

日程第19. 議案第58号

日程第20. 議案第59号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。日程第16、議案第55号五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正についてから、日程第20、議案第59号五ヶ瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第59号までの5件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本5件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第55号五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、住民票等への旧氏の記載を可能とする住民基本台帳施行令の改正にあわせ、印鑑登録においても旧氏の登録を可能にするとともに、所要の規定の整理を行埋め条例を改正するもので

あります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議案第56号公の施設に関する一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、昨年度林業広場の一部を分筆し、県森連に売却したことに伴い、当該土地の地番が変更となったため修正を加えるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第57号五ヶ瀬町税条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの五ヶ瀬町税条例の一部改正は、同条例34条の7第1項第2号の特定非営利法人に対する寄附金の税額控除の規定において、当該事業所が特定非営利法人になられたことに伴い、別表第2に追加するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第58号五ヶ瀬町保育料条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に子ども子育て支援法の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されることに伴い、本町条例の一部改正するものであります。

この改正により、幼児教育を行う幼稚園等につきましては満3歳から、要児保育を行う保育所等につきましては、満3歳になって以後の最初の4月1日から保育料の利用料が無償化となります。また、市町村民税非課税世帯においては全ての子どもが無償化の対象となります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第59号五ヶ瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化を図るための関係の法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が6月14日に公布、同法の中で地方公務員法の一部が改正されました。これを踏まえ、本条例第12条の条例の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの5件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第 2 1. 議案第 6 0 号

日程第 2 2. 議案第 6 1 号

日程第 2 3. 議案第 6 2 号

日程第 2 4. 議案第 6 3 号

日程第 2 5. 議案第 6 4 号

日程第 2 6. 議案第 6 5 号

日程第 2 7. 議案第 6 6 号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。日程第 2 1、議案第 6 0 号平成 3 1 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 2 号）についてから、日程第 2 7、議案第 6 6 号平成 3 1 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算（第 1 号）についてまでの 7 件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 0 号から議案第 6 6 号までの 7 件は、これを一括議題とします。

本 7 件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第 6 0 号平成 3 1 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、新庁舎建設工事に伴う施工管理委託費の追加、新庁舎建設に伴う河川暗渠化工事費の追加、農業振興費で産地パワーアップ事業補助金の増、県営土地改良事業負担金の増、僻地教職員住宅改修費の増、現年発生災害復旧事業費の増が大きなものとなっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 4, 4 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 9 億 4, 7 0 0 万円とするものです。

それでは、1 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正の歳入の主なものから説明をいたします。

町税は、固定資産税を 1 2 9 万円減額しています。

地方交付税は、普通交付税を 1 億 6 4 5 万 8, 0 0 0 円追加いたします。

国庫支出金は、現年発生公共土木施設災害復旧事業負担金の増額、プレミアム商品券事業補助金の追加が主なものです。

県支出金は、総務費県補助金の宮崎ひなた暮らし U I J ターン支援事業補助金、県・市町村人口問題対策連携事業補助金の追加、農林水産業費県補助金の産地パワーアップ事業補助金の追加、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金の増額、農林水産業施設災害復旧費補助金の減額、総務費県委託金の農林業センサ調査委託金の追加が主なものです。

繰越金は、前年度繰越金を 9 4 7 万 9, 0 0 0 円減額いたしました。

諸収入は、第3セクター貸付金元利収入を1,000万円追加、後期高齢者医療広域連合療養費負担金を388万6,000円追加しました。

町債は、総務債の市町村役場機能緊急保全事業債を1億1,090万円の増額、農林水産業債の中山間地総合整備事業債を760万円の増額、教育債の社会教育債を1,110万円の増額、災害復旧債の過年発生農林水産業施設災害復旧事業債を140万円減額し、公共土木施設災害復旧事業債を310万円の増額、臨時財政対策債を2,247万3,000円減額いたしました。

次に、2ページの歳出の主なものについて説明いたします。

総務費は、財産管理費の新庁舎建設工事施工管理委託料の追加、河川暗渠化工事請負費の追加、コンピュータ管理費のシステム及び機器保守委託料の増、地域振興費の県・市町村人口問題対策連携事業委託料、五ヶ瀬町移住・定住促進事業補助金の追加が主なものであります。

民生費では、社会福祉総務費のプレミアム商品券販売・換金等事務委託料、商品券交付事業補助金が主なものです。

衛生費では、簡易水道特別会計繰出金を減額し、病院事業会計への繰出金を増額しました。

農林水産業費は、農業振興費で産地パワーアップ事業にかかわる事業補助金を増額し、補完事業補助金とブドウ生産特別対策事業補助金を減額、農地費で県営土地改良事業負担金を増額、林業振興費で鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金を増額しました。

商工費は、商工振興費に第3セクター貸付金の追加、森林公園事業費にレンタル用ブーツ、ウェアの購入、造雪機、圧雪車等整備、ゲレンデ整備にかかわる重機使用料の追加、スキー場監理道路整備工事にかかわる工事請負費を減額、スキーセンター厨房機器購入に係る備品購入費を追加いたしました。

教育費は、僻地教員住宅の改修工事請負金の増額、Gパーク陸上競技場トラック改修工事の消費税増税に対する増額が主なものです。

災害復旧費は、現年発生に対応するため増額いたしました。

諸支出金は、減債基金積立金を追加し、森林環境譲与税基金積立金を減額しました。

次に、5ページの第2表債務負担行為補正について説明します。

今回の債務負担行為の変更は、五ヶ瀬町史編さん委託業務事業について、限度額を3,000万円に変更するものです。

次に、6ページの第3表地方債補正について説明します。

これは各種事業費の変更により、地方債借入予定額を調整したものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第61号平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,258万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,317万1,000円とするものです。

まず、1ページの歳入につきましては、過年度分の水道使用料と町債を増額し、それに伴い一般会計繰入金を減額するものです。

次に2ページの歳出ですが、主なものとして、役場新庁舎配水施設整備実施設計業務の委託料と、宮野原地区簡易水道配水管整備の工事請負費を増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第62号平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,586万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,479万6,000千円とするものです。

予算書1ページの歳入について御説明いたします。

国民健康保険税は、現年度課税分及び滞納繰越分の調定額に合わせ減額しております。

県支出金は、国民健康保険病院事業会計への繰出金の増に伴い、特別調整交付金を増額しております。

繰入金は、歳出における一般管理費の増額に合わせて一般会計からの繰入金を増額しております。

繰越金は、前年度決算により繰越金を増額しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、需用費及びシステム改修に伴う増額です。

諸支出金は、直営診療施設勘定繰出金の増額です。

予備費につきましては、繰越金を調整し増額計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第63号平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の増額を行うものです。

1ページの予算第3条に定めました収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益のうち、医業外収益の町負担金を2,400万円増額するものです。

2ページの支出は、病院事業費用のうち医業費用の給与費を1,665万6,000円増額、材料費を264万5,000円増額、経費を469万9,000円増額、合計2,400万円を増額補正するものです。

3ページ、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の収入は、国保事業勘定繰入金を24

0万円増額するものです。

4ページ、支出は、建設改良費の機械及び備品購入費を65万9,000円増額するものです。
なお、収支の不足分につきましては、損益勘定留保資金で補填するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第64号平成31年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正は、国等への償還金が主なものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,495万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,773万8,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明をいたします。

保険料は、調定額に合わせ調整しております。

繰入金は人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金を計上しております。

繰越金については、前年度繰越金を財源の調整として計上しております。

次に、2ページの歳出について御説明をいたします。

総務費は、人件費及び事務費を計上しております。

地域支援事業費は、介護予防生活支援サービス事業に係る分を計上しております。

諸支出金は、国、県、支払基金からの介護給付費負担金等の償還金が主なものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第65号平成31年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ9万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,001万3,000円とするものです。

1ページの歳入から説明いたします。

後期高齢者医療保険料は、今年度の調定額に合わせ減額をしております。

繰越金は、前年度決算により繰越金を増額したものです。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の調定額に合わせ減額しております。

予備費につきましては、繰越金を調整し増額計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第65号平成31年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

五ヶ瀬町奨学金特別会計につきましては、佐伯勝元氏からの寄付金を佐伯勝元教育基金として

積み立て、その基金の一部を奨学金として制度化し、合わせて特別会計を設置するものです。

平成31年度の当初予算では、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ480万円とさせていただきました。

まず、歳入について、繰入金96万円を計上しました。これは、佐伯勝元教育基金から一度一般会計に繰り入れ、一般会計から特別会計へ繰り入れを行うものです。

次に歳出では、奨学金貸付金96万円を計上しました。今回、4月から4名の申し込みを経て、9月の補正予算にて必要な額を計上することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの7件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は9月5日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同礼。御着席ください。

午後11時14分散会

2 日 目

令和元年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(一般質問)
令和元年 9月 5日

○ 会議に付した事件

日程第 1. 一般質問

○ 出席議員（7名）

1 番 甲斐 政國 議員	2 番 佐藤 成志 議員
3 番 綾 健一 議員	4 番 秋本 良一 議員
6 番 白瀧 徹哉 議員	7 番 甲斐 松男 議員
9 番 小笠まゆみ 議員	

○ 欠席議員

8 番 甲斐 啓裕 議員

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 原田 俊平
教 育 長 猪野 貴一
監 査 委 員 菊池 孝男

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長 宮崎 信雄	農 林 課 長 廣本 憲史
総 務 課 長 戸高 勝洋	建 設 課 長 田原 昭生
企 画 課 長 小迫 幸弘	会 計 室 長 北島 隆二
町 民 課 長 齊家 晃	教 育 次 長 甲斐津世志
福 祉 課 長 武内 秀元	病 院 事 務 長 奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 垣内 広好

午前 9 時 59 分開議

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、7名です。8番、甲斐啓裕議員から会議規則第2条第1項に基づき、欠席届けが提出されました。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順に発言を許します。

それでは初めに、3番、秋本良一議員、御登壇願います。

○議員（3番 秋本 良一君） 3番、秋本良一です。通告に従いまして一般質問をいたします。

獣害対策、後継者育成、資源としての活用について。

獣害による農業、林業の被害は、進入防止柵の整備や電気柵などの設置が進み、被害は減少傾向にあるかと思えます。しかし、個体数の減少までは至っていないのが現状と思われれます。その要因として考えられますのが、捕獲者の高齢化、そして後継者、つまり担い手不足かというふうにあります。また、捕獲獣を資源としての価値観の差もうかがえるのではないのでしょうか。

そこで、後継者育成や捕獲獣を資源としての利活用するための解体施設や、精肉販売、また毛皮の加工施設など資源の考えはないかお伺いをいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本良一議員からの獣害対策、後継者育成と資源の活用についての質問については、まず私のほうから答弁させていただきます。

秋本良一議員からは、これまでも平成28年度、29年度、30年度含めて、これまでも鳥獣害被害対策関係、さらには獣肉利活用関係なども御質問をいただき、それを参考にしながら、我々も現状並びに基本的な考え方をお答えさせながら、具体的な取り組みを一つずつ進めているところでございます。

今回は、後継者育成、資源の活用を目的とした捕獲獣肉の利活用のための解体施設、加工施設等への支援も考え方の御質問捉えております。

結論から申しますと、捕獲獣肉とか加工品の利活用については、有害鳥獣対策協議会を初めとします関係組織での要望があれば、県また関係機関と協議、調整しながら、実施に向けて取り組める体制はできると考えております。ただ、あくまでもこのことにつきましては、行政主導ではなく、狩猟者とか関係組織の自発性、我々もやるよというところが大きいものとする次第です。詳細な取り組みと考え方につきましては、具体的な取り組みになりますので、担当課長の農林課

長から答弁をさせます。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。

秋本良一議員の御質問の獣害対策後継者育成と資源の活用について現状を踏まえまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず初めに、被害防止についての取り組みにつきましては、御承知のとおり、進入防止のための防護柵の設置対策が個体数の減少のための捕獲対策等を中心とした対策を行っているところです。防護柵の設置対策につきましては、電気柵やネット、ワイヤーメッシュ、金網柵等の設置の支援を補助事業等で行っているところであります。30年度におきましては、テキサスゲートグレーチングを2カ所設置したところであります。

捕獲の対策につきましては、有害鳥獣捕獲指導員1名を含む5班の五ヶ瀬町有害鳥獣捕獲班にて捕獲を行っていただいております、30年度の捕獲数は、シカとイノシシを合わせまして1,577頭の捕獲の実績となっておりますのでございます。

秋本議員の質問の趣旨にありましたように、個体数の減少は図られているのかは、明確なところでありませぬけれども、かなり減少対策の効果があると農林課のほうでは考えるところであります。

捕獲者の状況でありますけれども、31年4月1日現在にて5班の捕獲班の班員数は合計101名であります。平均の年齢は64.5歳となっております。平成30年4月1日現在では104名で、平均年齢も64.9歳でありましたので、比較いたしますと横ばいの状況ではあります。今後若手の狩猟免許の取得者が加入しなければ、高齢化はさらに進む状況ではあります。

次に、後継者育成と資源の活用につきましては、後継者育成としまして捕獲班への育成補助金、それから鳥獣被害対策自治体加入に伴います狩猟税の軽減措置や公務災害の適用等の体制、整備を図りながら、また、新規の狩猟免許取得者に対しましては免許試験手数料の補助などを行っているところであります。

捕獲獣肉等の資源利活用につきましては、猟友会鞍岡支部での取り組みとしまして、30年度から地方創生推進交付金により予算化いただき、事業の内容につきましては、30年度はジビエの料理のレシピ作成や料理の研究、獣肉販売促進のためのラベル作成、シカの角の加工品や皮の神楽太鼓を利用目的とした加工用具等の備品購入への補助を行っているところであります。

今年度も、獣肉の販売促進のためのラベル作成や使用機器等の購入、加工の技術向上に関する研修会並びに材料の購入等への補助を考えているところであります。

現在、町への処理加工施設の計画はありませんけれども、これまでの答弁や先ほど町長申し上げましたとおり、団体、個人での施設整備に関する自発性によるところが大きいと考えますので、

要望や計画等が上がってくれば、関係機関と連携を図りながら協議を進めまして、補助事業の導入等をしていく体制には変わりはないと思っていますところであります。

獣肉の資源として、その活用は全国的な課題でありまして、県内外多くの市町村で取り組まれておりますので、獣肉の処理方法や処理施設、販路や担い手等の課題や事例につきましても、情報を行いながら、その動向を見ながら進めていかなければと考えているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、秋本良一議員。

○議員（3番 秋本 良一君） まず、昨日の本会議におかれまして、甲斐政國議長の諸般の報告、議会活動報告にもございましたが、ことしの6月の28日に農業委員会との意見交換が開催されております。そこで、農業委員会の方からも、個体数の減少は見られないという報告がございました。このことの重大さをまず申し上げたいというふうに思っております。

町長のほうから、今まで何度もこういった質問を受けているということですが、私自身も久しぶりにこの鳥獣害対策について質問させていただくかなというふうに、今思っているところであります。

今課長のほうからも御説明いただきまして、その答弁いただきましたことの内容については、十分私も私なりに理解をしているところでございますが、現在、解体の処理施設がほぼ個人出資により、町内でも1施設しかありません。では、そこで精肉販売も保健所の許可も受けて営業をされておられます。おかげさまで、五ヶ瀬町内も許可施設ができておるために、多くの恩恵を受けているというふうに私は思いますが、こうした一人の頑張りにつきまして、町長どう思われますか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

秋本良一議員からの解体での処理施設が個人の施設のみということで、どう町長として思うかという御質問でございます。

非常に、解体施設については、これまでも清和の施設の搬入とか、また延岡の施設もありましたし、またいろんな、今全国農業新聞を毎日購読すると、やはりジビエの活用というのが非常に大きいと、毎掲載っている部分があります。その中でも、きょう、再度読ませてもらう中で、個人も当然ですけど、組織としてそういう施設を運営する事業拡大もできるよというのが、よく記載されております。

そういった中で、この解体での個人施設については、非常にやはりその方に意欲も含めてあげたいということで、一昨年からできる範囲の県の事業活用しながら、先ほど農林課長からありましたとおり、いろんなラベルをつくったり、それから機械を導入したり、そういう施設の助成

をやっているところでございます。

そういった形で、当面やはりそういったきっかけが大事だと思っています。これをその全体の施設で大きくするというのは、当然猟友会とかそれから捕獲班、猟友会のあり方の意見では、直接私も会話していませんが、そういう処理施設はじゃないと、自分たちでやるという方もいらっしやるとお聞きしております。

そういった中で、やはりそういった狩猟班とまた駆除班との合意形成をしながら、じゃこういうものをつくろうやというのが出てこない、なかなか前に進めないのかなと思っています。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、秋本良一議員。

○議員（3番 秋本 良一君） 確かに、今答弁いただきましたが、やはり清和にあるような4,000万、5,000万もかけて施設というのは、個体数、捕獲頭数からしても厳しいものではないかなというふう、私もこれは認識しておるところであります。

ただ、今住民の人がやる気を持って施設をつくって営業されているという。ただ一つの、1施設ではありますし、今後には非常に心配をしております。もし、今のところはありますが、もしこの方がいろんな諸事情でやめられるとしたら、健康的なことといったほうがいいのかと思いますけれども、そうなったときに、ほかの人たちは、そこまでいつての利用は大変厳しいものがあるというふうに思います。ただそうってからでは、また五ヶ瀬町ではそういう施設がないよという。これは以前に余り言えないことですが、五ヶ瀬町に施設はないという話は、施設のあるまちから、おたくのほうの耳に入っております、違反じゃないかと。ただ、そこはちょっと待ってくれ、今進めておるのでちょっと待ってくださいよということで、今五ヶ瀬町でも施設ができました。おかげで、そういうのが最近耳に入ってこなくなってきたわけですけども。

先ほど町長のほうが話をされましたけれども、全体的で大きな施設は大変と思いますが、誰かがするのを待つんじゃなくして、解体処理含めた施設を行政主導で、もっと深く入っていただいて支援をするということについて、ぜひともお考えを、済みません、最度、質問になるかもしれませんが、ぜひそういう考え方、将来に向けてお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

再度、秋本良一議員からの、これは個人名出していいかわかりませんが、森本富喜夫さんが新たな解体所の、個人の施設を始められたと。その利活用について、じゃあどう実態かというのは、まだ担当課から聞いておりませんが、非常に意欲とそれから利活用、加工品も次第に進んでいると聞いているところでございます。

また、中等教育学校の生徒と共同した、ジビエ料理のレシピ作成ということで、カップジカで

すか、そういった取り組みも14区を中心に、これまでやられている。当然行政主導でやる面も当然あるんですけど、最終的にやはり現場の狩猟者の意向を、やはりそれはもう行政主導で集まって、猟友会の話し合いとか有害対策協議会でもう少しやらなきゃいけないと思っていますが、そういった中で、もう少し解体所のあり方については議論を進める必要があるのかなと思っています。

また一方、(セイワ)は熊本県側でありますので、かなり規模が大きいとお聞きしておりますが、西臼杵圏域、フォレストピア圏域も、何かそういう世界農業遺産という冠をかぶったわけですから、そういったところでの取り組みも西臼杵の協議会もありますから、議論していく必要があるのかなと思っています。

以上です。

○議長(甲斐 政國君) 3番、秋本良一議員。

○議員(3番 秋本 良一君) 町長答弁の中で、西臼杵でもということでお話をいただきましたが、実際に日之影が御存じかと思えますけれども、解体処理場として肉販売も含めて許可をとられて、そして道の駅でジビエの料理も提供しているということでございます。

なかなか五ヶ瀬も、先ほど町長おっしゃったように、平成25年ぐらいから、やらないかんじやないかということいろいろと御意見、私だけじゃなくてほかの議員さんも、一般質問なりいろいろとお願いしてきていると思えますけれども、今のところ五ヶ瀬町としては、その住民の人の頑張りを待つしかないというようなことでは非常に寂しいのかなというふうに、今思っております。

捕獲獣の解体処理とか精肉販売またその加工施設があれば、あるいはそのシカの角の加工をしてのペットのおもちゃ、それからイノシシの牙のアクセサリ、また毛皮で太鼓の皮を作成して、付加価値をつけて使有益を上げることによりやりがい、そして捕獲意欲の増進へのつながりが期待できる。そして、資源としての活用に、また雇用にもつながるというふうに、私は思っております。

太鼓の皮としては、私どもの地域の特化で大変申しわけございませんが、神社での太鼓で神楽を舞うときには、昔から牛の皮じゃなくしてシカの皮ということでやっております。ことしは、先ほど町長のほうからお話ございましたが、少し補助をいただいて、それをつくるような予定で、今進めておるところでございますが、非常に太鼓の鳴りの太鼓たたかれる人のはずみが全然違うということで、私は一つの地域の文化としてこれは取り上げていきたいと、今後シカの皮による太鼓の皮の作成ということも頭に入れて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、これは一つの例であります。島根県の邑智郡の美郷町というところが、おおち山くじら地域ブランドということで、いろいろやられております。私が今手元に、私どものほうで

大変恐縮でありますけども、この眼鏡入れのケースとこの名刺入れのケースは、イノシシの皮でなめしてつくられたものであります。非常に丈夫で、型崩れがしなくて、恐らく10年、20年もつんじゃないかなというふうには思っております。

このところ、今おおち山くじらというイノシシのマークがついておりまして、これは学校、保育所の当時の美郷町の保育所の跡地を有効利用しまして、ここで加工されております。加工されている人たちは、年齢が80歳前後の方です。おばあちゃんという、私の年齢からしますとお母さんというのが近いかなと思いますが、そういう方たちが生きがいを持って、今進められております。そうしたことにもつながっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひそうした加工施設というのも考えていただきたいと思っております。

またこれ別ですけれども、加工、これ農林課長、毎月読んでいらっしゃるかなと思いますが、ここの中の59ページの中に、ジビエサテライトユニットということで、移動型の加工のバスとございますか、あれはもう2,000万以上という話聞いていますけど、これじゃったら350万ということで、水道施設とガス、電気があれば移動してそちらのほうで解体できますよということで、ここに載っております。大きさとしては畳4枚分の大きさだそうです。牽引車の許可があれば、牽引であちこち持って行って据えて使われるというなこともございますので、そうしたほうもひとつ購入されて、参考にされて、ぜひとも前向きに動いていただければというふうに思っております。

また、高千穂で、ジビエの料理の関係ですけども、某ラーメン店の経営者であります、福岡から高千穂に移住されてラーメン店を出されているといえば、もうびんとこられる方がいらっしゃるかなと思いますが、そこでイノシシ肉のチャーシューをつくって、今出しているということでございます。ぜひそういった方向で、私どもも非常に加工販売について苦労しているんだよという話をいたしましたところ、無償でいいので協力いたしますという話をいただきました。

そこで、今度農林業振興祭が11月の10日でございます。この当日に、本当に長年、もう十四、五年になるんですか、この農作物を食い荒らすシカ肉、イノシシ肉、これは生産者にとっては、本当に憎らしいイノシシ、シカなんです。この料理をふるまいをこのジビエ料理をふるまう予定というのは、特別に計画はできないものか。今聞いているところによりますと、その話は担当のほうにお願いをしておりますけれども、特産品じゃない、五ヶ瀬の特産品じゃないので、一律2万なら2万は出せますよという話は聞いておりますが、こういった鳥獣被害対策という、非常に皆さんが困っている、しかも農林業振興祭に、もう少しそのところ力を入れていただいて、そしてその肉を実行委員会でしょうか投入されて、こういう肉なんだよという、皆さん食べてくれと、料理の仕方はさっき言ったシカカッポも一つの方法だと思いますけど、町長さっき言っていただきましたシカ加工の一つかなと思います。

いろんなそういったことで、何とかジビエについて、このシカとイノシシについて、もう少し地域で頑張っていかれるような、そういった考えを取り組んでいただきたいと思います。農業振興祭について、そうした取り組みはできないかお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。

秋本良一議員の農林業振興祭の中で、獣肉のふるまいができないかということでもありますけれども、お話のほうは、担当のほうから聞いておりまして、実行委員の内容を検討します庁舎内の検討委員会のほうでも協議を進めているところです。基本的にはバザーといいますか、出店店舗等につきまして、まだ現在調整中でありまして、その中での協議になっていくかと思えます。

ジビエということもありまして、ふるまいとして祭りの中でのふるまいということでも可能であればということで、そこが一番うちのほうで気になっているところなんですけれども、特に問題がなければ、有効活用ということで、ふるまいができればと思っているところでもありますけれども、実行委員会の中で御意見を聞きながら、対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、秋本良一議員。

○議員（3番 秋本 良一君） 3番、秋本良一です。

実行委員会の中で検討していくということでございますが、出店される方がそれぞれの思いで出店をされて、そして農業振興祭を盛り上げていこうという気持ちは、私もわかりますし、それは理解できますが、ただこういうときこそ、やはりもっと猟友会から、この振興祭に使うためにイノシシを10キロなら10キロ分けてくれよと、これは実行委員会が買うよというようなことを、そういうなことができないものでしょうか。検討されていくということでもありますけれども、特別にこうした長年町内の農業、林業をされている人たちが、悩んで悩んで、半ば諦めもきているんです。ただその被害が減ったということもございませうけど、これ被害の減少の一つの中には、もうつくってもつくり切らんわという、私は耕作放棄地の中には入っているんじゃないかというふうに思います。

ですから、長年こういった動きの中で、なぜ五ヶ瀬町は、五ヶ瀬町だけがというわけじゃないですけども、そうした方向に住民の意見を聞きながら、猟友会の意見を聞きながらというのも十分わかりますけど、もう何年聞いてきておりますか。なぜここで一步踏み出すことができないのかというふうに私は思います。非常に残念なところもございませう。

ぜひ農林課長、この点をよろしくお願ひいたしまして、これは私一人の意見じゃないんです。農業されている方、林業されている方、被害に遭われている方、いつもそう思っている、それが

半ばもう諦めになってきているということを考えていただいて、ぜひそういうふうな形で、今度の農業振興祭には、1つのテントは、そういうことで利用されますように、心からお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、鳥獣害対策協議会の会長が副町長さんになっていたかというふうに思っておりますが、私もその中の一員でございましたが、この活動が私の記憶が間違いかもしれませんが、一、二年何かなかったような気がするんですが、その当時の話としては行政主導でのリーダーの育成、町長のほうからもお話がございましたが、住民と猟友会、捕獲班との緊密な情報の共有ということが、確か上がってきたような気がいたします。それについて、今の対策協議会としての会長としてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 副町長。

○副町長（宮崎 信雄君） 副町長です。ただいまの秋本議員のほうから、対策協議会の会長という立場での御質問をいただいたところでありますが、有害獣対策については、協議会につきましては、御指摘があったように、2年間ぐらい、ちょっと開催されておられません。私のほうも、担当課のほうにも、年に最低1回はいろんな関係機関、関係者との議論の場が必要だということでさせていただいていたんですけど、ちょっと勘違い、去年は対策協議会ではなくて、捕獲班との対策会議みたいな形で開催はさせていただいたところであります。ただ、対策協議会、捕獲のほうは、捕獲班との協議になりまして、いろいろ課題については議論させていただきましたけれども、いろんな獣肉の活用、あるいは後継者対策とか加工用品、なかなか議論ができていないというのは十分理解しておりますので、今度しっかり事務局が農林課でありますので、そうした中で年に1回は開催しながら、そういった分も含めて、話し合いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、秋本良一議員。

○議員（3番 秋本 良一君） 3番、秋本良一です。

先ほど申し上げましたように、私もそのうちの一員ですけ、会合には出させていただいておりました。非常にその中での思い出しますと、猟友会の中でも捕獲される方の、レジャー的に狩猟の免許を持っておられる方と、それから困っているからやっぱり捕獲しようというに思っておられる方、そのちょっと温度差というのがありまして、レジャー的な考えを持っておられる方については、いい時期にいい捕獲をしないといい肉がとれないと、そういった話もあって、非常になかなか温度差があっているなということを感じてきたわけでありまして、やっぱりそうなってくると、非常に捕獲班とか猟友会とかになってくると、もう何遍も何遍も、こうした議論をしてきていらっしゃる、協議会の中で。なので、私もできるかできないかわからん、提案として

ですが、一般の人もそこに入れて、非常に困っている人、資格持っていない人、本当に農業者がこんだけの被害があっているんだという、猟友会とか捕獲班じゃない人も中に選任していただいて、そういう人たちを中に入れて、そしてやはりこれはもう行政が主導しなければ、民同士ではなかなか、もう相手の考え方わかっておるんだけどやり尽きたんで、非常に前に進むことが厳しいのではないかなと、私は個人的にそういうふうに思っておりますので、そういったところを、また1年に1回は対策協議会をやっていただくということでございますので、ひとつ今までの協議会の内容を検討されて、進め方も考えられて進められていくのはどうかなというふうに、一応これ提案としてありますので、そういうことでお願いしたいというふうに思っております。

それから、次にですけれども、有害鳥獣駆除員の増員が必要ではないかというふうに思います。これ何でこういう質問をするかといいますと、再三1人じゃ少ないよと、今現在1人で対応されておりますけれども、あちこちからの耕作地の被害が出たということで連絡がきているけども、追いつかない状態ということだそうです。これほかの町村にもお尋ねしてみたりすると、本当に被害額がそうないけれども3人おるよとか2人はおるよとかいうことを聞きます。これが五ヶ瀬町は1人ということでございますが、これについて、なぜ1人なのか、これふやすことはできないのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。

秋本良一議員の有害鳥獣捕獲作業員の件について答弁いたします。

現在1名ということであります。以前は現在秋山さんということで、今年度から指導員として活動していただいておりますけれども、これまでの経緯からしますと、行政側のほうからも指導員2名ということで協議をされていた経緯があるとお聞きしております。課題的には猟友会等々の狩猟される方との意見調整がなかなか厳しい面があり、現在1名という状況ということでお話は伺っているところでありますけれども、そういった行政側としても検討はしてきているという状況であります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、秋本良一議員。

○議員（3番 秋本 良一君） 3番、秋本良一です。

今の課長のほうから答弁いただきました。いわゆる、ふやす増員ということについては、猟友会のいろんな意見もあるということは、私もそれぞれからお聞きしております。ただ、これだけの被害があってこれがけ困っているのに、猟友会の方がそういうことだからということで、今の状態で進めていくとしたら、行政困らんかもしれませんが、一番困るのは農家の方なんです。農家の方が必死になって捕獲班に駆除員の方に電話をされるんです。そりゃそうでしょう、もう半

年以上もかかって下ごしらえをして米を植えて、収穫時期の前になってイノシシが出てそれを荒らしてみてください、たまったもんじゃありません。

ですから、そのところも、さっきの協議会の会長のほうにもお願いいたしましたが、十分そのところは、私はその猟友会の温度差というのも私もわかります。だけど、農民のために町民のために、これは行政が一步進まない、民間では進むことができないというふうに、私は思っております。私どものほうできる限りのことは一生懸命やりたいというふうに思いますが、ぜひともことし間に合わなければ、12月に間に合わなければ、来年はぜひ捕獲班、駆除員を、ぜひ増員ということをお願いしたいと思っておりますし、そこはもう、行政の強い姿勢で、私は猟友会のほうには説得すべきだというふうに思っております。そういう中で、お前も行ってやれと言われるのであれば、私も当然一緒に行って、それは猟友会の中に入ってそういう説明をさせていただきます。一番困っているのは住民の人たちです、農家の方たちです。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後になりますが、何遍か何遍か、このお話はさせていただいているかと、質問をさせていただいていると思っておりますけども、ライフル銃の狩猟ができない、有害駆除期間においては、非常にそのところが、これが全国的にだめちゅうんなら、これは仕方ないと思っておりますけども、宮崎だけがなぜできないのかという、これもいろんなところでこういった意見を出させていただいておりますけれども、何とかこのライフルの使用許可ということにつきまして、何とかできないものかなと。もちろん安全を考慮してのこととはわかりますけれども、そういうことについて協議会としても何かの要望か何か、そういった方向の考えてないものでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 副町長。

○副町長（宮崎 信雄君） 副町長です。

今、ただいまのライフル銃の関係の使用の関係ということですが、御存じのとおり、宮崎県がライフル銃が使用ができないというふうになっております。これも以前からお話は伺いながら、県のほうでときどきお話しするんですけども、これ警察関係ということで、なかなかそこ辺の調整ができなくて、ただ、こうした要望があったということ、また何かの機会に話をさせていただきながら、進めていきたいと思っておりますが、ただ、そのときはなかなか厳しいという状況であったということで聞いておりますので、そういったことで、こちらのほうがまた機会があれば伝えていくということで考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、秋本良一議員。

○議員（3番 秋本 良一君） 本日はいろいろとお願い、また状況の報告とかになったかという

ふうに思っておりますが、そんなことで、きょういろいろ質問させていただきましたが、本当に五ヶ瀬町として、町民のために何か鳥獣害のことにして、組織とかいろんな民間の団体とかがやればやるじゃなくして、ぜひとも行政主導型でやっていただくように節をお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（甲斐 政國君） 1 番、佐藤成志議員、御登壇願います。

○議員（1 番 佐藤 成志君） 1 番、佐藤成志です。

通告に従い、一般質問を行います。

質問事項、第1次産業プロジェクトチームの現在の進捗状況であります。

質問の要旨であります。重要課題である農林水産の衰退に歯どめをかけるために、第1次産業プロジェクトチームを立ち上げ、取り組むとしていましたが、現在の進捗状況を伺います。また、町長はこの問題解決をどのように進めたいのか伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

佐藤成志議員からの第1次産業プロジェクトチームの現在の進捗状況はという御質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

この第1次産業プロジェクトの立ち上げにつきましては、これまでも甲斐松男議員や、現議長の甲斐政國議員からも御質問いただき、お答えしているところでございます。現状並びにこれからの進め方についてお答えさせていただきます。

第1次産業プロジェクトの基本的な考え方を再度整理させていただきますと、本町の基幹産業であります農林業、農業、林業あわせて商工業の振興につきまして、人口減少対策としての地方創生事業を進めるための最重要課題ということで取り上げ、進めさせております。

ただ、議員御存じのとおり、現在の農林業、商工業というな環境は、農業生産額や農家戸数の推移を見ても、非常に危惧すべき状況であります。

また、先ほどの秋本良一議員から御質問がございました、有害鳥獣対策を初め、担い手対策、さらには耕作放棄地対策といった、待ったなしの状況となっております。

このような中、非常に手を打たなきゃいけない重要な産業であります。その振興のためには、先ほど同様、行政主導ではなく、その産業の主役である農林業者、商工業者の皆さん、とりわけ、若手の皆さんが、本気になって知恵を出し合い、前に進んでいかなければ、絶対に解決しない課題であると考えております。

特に先ほど申しましたとおり、次の世代を担う若い皆さん方と思っています。そのような考えの中で、第1次産業に携わる若手の皆さんが、それぞれに自分の将来を描いて課題を議論できる

プロジェクト、その場を立ち上げたいと考えているところでございます。

そのような中、本年度、五ヶ瀬町商工会青年部の皆さんが中心となって赤谷中央広場において、五ヶ瀬祭を開催していただき、非常に盛り上がり、盛会のうちに終了し、いろんな方から、また次もやってくれというお声もいただいたところであります。これも大きなヒントとなったところでございます。

一方、プロジェクトの立ち上げにつきましては、現状把握が前提となることから、農家の皆さんの意向調査を実施しますということで、これまで実施しながら82.86%の農家の皆さんの回答をいただき、整理し上がったところでございます。今後は、JAが実施された意向調査結果も参考にさせていただきながら分析し、課題抽出をしなきゃいかんと考えております。

また、地方創生推進交付金を活用した宮崎大学との連携授業も利用する機会もありますので、そちらの専門的な分野もそちらにお願いし、あわせて実施できないかと考えております。

既に、農林課、環境課への指示は、もう2年前から指示しながらともに進めておりますが、余り無理して意味がないことをやっても効果が出ないということもありますので、あせることなく内部で十分に検討しながら、先ほどからありましたとおり11月10日開催で進めています、第2回目の農林業振興祭を一つの目標時期と捉えながら、プロジェクトの立ち上げを進めていきたいと考えています。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、佐藤成志議員。

○議員（1番 佐藤 成志君） 1番、佐藤です。

今の町長の答弁でありましたことで、大体私の聞きたいところは出てきたんですけども、今度は細部に当たって、少し質問させてもらいたいと思います。

アンケートの取りまとめができていうことでありますが、アンケートの実施時期と取りまとめの今の状況について、わかりましたらお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 佐藤成志議員の御質問にお答えしたいと思います。

アンケート調査の状況でございますけれども、昨年2月から3月にかけて、10アール以上の農地を持たれている方を対象に意向調査を行っております。一応、意向調査の結果につきましては、質問事項に沿いまして人数の集計を行っております、6月の農業委員会のほうには協力していただいたので、先に数字的なものだけについては御報告をさせていただいているところであります。

今現在、詳細についての集計といえますか、整理をしているところでありまして、先ほど町長が答弁しましたように82.86%の回収率ということになっておるところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、佐藤成志議員。

○議員（1 番 佐藤 成志君） 1 番、佐藤です。

このアンケートは、各区公民館別ですか、それと集落別に取りまとめているんですか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 現在、その作業を行っているところであります。なるべく集落的な集計として、状況がわかるような形にまとめたいということで進めているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、佐藤成志議員。

○議員（1 番 佐藤 成志君） 五ヶ瀬の場合、家族経営が主体でありますし、その中でまた複合系、畜産をして稲作をして野菜をつくってという複合系、そしてまた農業もするし林業もするという人たちがほとんどということですので、規模拡大にはおのずと限界が出てくるということですが、この規模拡大を含めて、今の現状について、アンケートからまだ調査結果が細部にわたって検討されていないならどうしようもありませんけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。

規模拡大についての御質問ですけれども、基本的な考え方としましては、調査結果の中にも、まだ詳細には出ておりませんが、全体的には規模拡大したいという意向の方もいらっしゃいます。そういった方への農地集積のほうは進めなければいけないと思っておりますので、意欲的な農家、担い手農家になる方々への農地集積は、図っていきたいと思っております。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、佐藤成志議員。

○議員（1 番 佐藤 成志君） アンケートなんかは専業の方もいらっしゃいますし、兼業農家の方もいらっしゃるかと思うんですが、この兼業農家の方たちの考えについての取りまとめというかは何か出ていましたか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。

今、御質問いただきました兼業農家については意向につきましては、まだ把握していない状況でありますので、調査の中で、具体的に確認しながらとなりますので、現在のところ把握していないという状況であります。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、佐藤成志議員。

○議員（1 番 佐藤 成志君） 答弁の中で見えてくるのが、まだ取りまとめが十分にされていな

いというのと、まだテーブルの上に、私たちに出すようなアンケートの取りまとめができていないというのが現状ではないかと思いますが、この町長の答弁の中にもありましたように、宮崎大学において分析してもらっているというところがありますけれども、専門の方たちがするから、非常にまた私たちと違った視点での分析が出てくるのではないかなとは思いますが、アンケートだけではわからない部分が出てくると思います。

この問題は、やはり五ヶ瀬町だけではなくて全国的な問題でありますし、もうずっと以前から取り組んだ課題でもありますけど、国も県も五ヶ瀬町もですけども、補助金を出したり解決案を出したり、いろんな対策を出していますけど、一向に改善が見られない、もう本当にどうしようもないということで、何か特効薬がほしいというような状態ですけども、それでもやっぱり見つからないという以上、これやはり、なぜかと私たちが自分に問うてみるんですけど、直接農林業の人たちと差し迫った話をしていないんじゃないかなということです。私もシイタケ振興会の会議に行きます。農業委員会の皆さんと話します。野菜部会にも行きます。畜産の人たちとも話します。いろんな人たちと話します。そして意見交換会もします。交流会もします。しかし、その中で差し迫った話をしてくれるんですけども、私たちがそれに十分応えていない。要は何かつちゅったら、まだ人ごととして考え捉えている。多分皆さんも町長を初め、課長の皆さんたちも、全ていろんなところに行っているいろんな町民の話を聞いて、そのときに、「わあ、大変ですね」という話はしますけども、多分まだ現状として受けとめずに、なかなかいい話を聞いたなというところで帰ってしまう、じゃないところ、そこが問題かなと私はやはり思います。

このアンケート結果でわかることは、集落区もしくはその辺まで細部にわかれば、一番今大変なところが、大変な地域がわかってくると思います。その一番の大変な地域から順に一つずつ問題解決をできると。プロジェクトちゅうんが、どこまで踏み込んだ取り組みをできるかというのかかっているんですが、どこまでプロジェクトチームを踏み込ませるかについては、町長はどうお考えですか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

佐藤成志議員からの今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、非常に成志議員からありましたように、他人事として捉えると、自分事として捉えていないんじゃないかというのが、常々我々行政職員の課題だと思っております。

やはり既にいろんなことに対して、いろんな町民の皆さんと話をする、その中でそのときはしっかり考えますが、やはりそれをどうやって自分事で捉えて、私だったらどうするよねという意味で、自分から施策を打ち出すというのが大事なことだと思って、常々職員の皆さんには話しか

けはしているところでございます。

この1次産業プロジェクトの進め方については、先ほど申しましたとおり、以前、(サイト)農林課長の折から、早くやれよという形を農林課のほうには投げかけ、私も一緒にやるということで進めておりますが、やり方がなかなか頭に出てこないというのが原課の実情と思います。

そういうことでアンケートをとって、分析をしつつ、先ほど申しましたとおり11月の10日に農林業振興祭を一つのきっかけとして、プロジェクトの立ち上げができないのかなと、私自身は思っていて、それを今農林課に投げかけております。

また、前回もお話しましたとおり、県も精いっぱい一緒に知恵を出すということを行っていますので、日程があるかわかりませんが、県の幹部の皆さんにも来ていただいて、講演会をしつつ、ちょっと農家の皆さんの意識醸成も図っていく必要があるのかなと思っているところでございます。

そういった形でそのプロジェクトが立ち上げれば、ただ行政だけじゃなくて農家の皆さん、特に若手の皆さんも入って、それぞれ地域を回るということで、その中で意見を、それぞれ自分事として捉えながら議論しながら、ある程度何か明確な課題と対策をそこで見つけなければ、一般的な国の制度事業を使ってやるという部分だけでは解決しない問題もたくさんあると思います。

先ほど規模拡大についても、基盤整備事業も、私はやりたくてたまらない。特に例の一番優良農地の荻原、揚とか、あの地域をもう負担金をできる限り軽減できるような事業も大分、今つくられていますから、そんなところに入り込みながら、やりましょうと。将来的にやはりここで農業をするという人が生まれるならば、こういう環境をつくっておかなければいけないというような思いで、やはりやっていかないと事業は進まないという思いを持っていますので、どこまでできるかわかりませんが、そういう流れで11月10日という一つの目標として進めたいなと思っています。あとは、農林課現場の頑張りも必要ですけど、そういうところも含めて、ともに意向調整しながら進めていければと思っています。

以上です。

○議長(甲斐 政國君) 1番、佐藤成志議員。

○議員(1番 佐藤 成志君) 今の町長の思いについては聞きまして、やはり直接集落に行つて、もしくは国に行つてそういう地域に入つて聞くのが一番いいという考えでありましょうから、これをぜひ進めてもらえたらと、私もそう思います。直接行つて、私はもうあと二、三年で、ちょっとこの農業を続けられないと、じゃ隣の集落、もしくは同じ地域の人たちに、「この人はこう言つておられるが、あんたたちはどうしているか考えておるね」って、「この人の田んぼを山を、あんたたちは管理しきんね」という話を、やはりひざを突き合わせて話をしたことによって、その地域にいる人たちがその人たちに、その土地を借りて、じゃあ私が頑張ろうかというような意識

になろうかと思imasので、そこまでやっぱり苦しい地域から先に入って、それを一つずつ詰めていってもらいたいと思imas。

それと、この規模拡大も含めまして、いろんなことなんですけど、この農林業すると規模拡大、隣の家の田んぼつくりますとか畑をつくりますってなったときに、それだけの価値があるかというのが、やっぱり出てくるかと思うんですね、いわゆる経済価値が出てくるかということです。経済的にも重要にすることが、その規模拡大に含まれてくる。やはりずっと続けたいとやり甲斐が出てくる、規模も拡大もしたいというのには、経済的価値が出てくるという形、そのためには、やはり6次産業とかいろんなもの、関係機関との取り組みを強化をして、このプロジェクトをぜひ成功させたいということで、答弁もいただいておりますが、その中で、やはりこの6次産業を含めた、いわゆる経済的に後押しができる体制が五ヶ瀬町または関係機関でできるのかどうか、それも伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

佐藤成志議員からの、あわせた6次産業化の取り組みについての質問かと捉えて答えさせていただきます。

6次産業化については、それぞれ県もですけど、いろんな形で、特に女性の課の登用を含めて、今動きが見られているところでございます。いろんな加工品を当然五ヶ瀬ワイナリーの町内産100%の、代表的な6次産業化の株式会社だと思っておりますが、またそれとあわせて、そういうのをやりますと、今度はやはり、何ですかね、ワインの余っている部分を有効活用とかいった形で、今後また新たな取り組みも出てくるとお聞きしていますし。

非常に6次産業化、先ほどの有害鳥獣の話も関連してきますけど、獣肉の利活用というのも6次産業化になってくるでしょうから、やらないかんというところは十分理解しています。

ただある程度目的があって、こういうことで利用できるとかいう販売できるとかいうのがないと、ただ単なるに加工しても長く続かない部分であるでしょうから、そういったことも含めて、6次産業化については、関係機関また農林課だけじゃなくて関係部署と連携しながら一つ一つ進められるのかなと思っております。もう少し期間もいるのかなと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、佐藤成志議員。

○議員（1番 佐藤 成志君） 佐藤です。

6次産業を進めるという形は、いわゆる今後の規模拡大とかいろんなことについて、どうしてもできなくなった隣の土地を自分たちで引き受けたことによって、それが経済的な効果が出たということで実感する、一つの手段だと思imasので、それをぜひやっぱりやりながらしていかな

いと、ただ隣のおじさんのとこの田んぼやめらしたやつを5反引き受けましたと、したら得る先も売っても大して金にならんということになったら、もうこういうことはしてあわんよねっていうことで、規模拡大もできないし、隣の家を引継ぎ受けることもできないということになれば、全然この問題の解決にはならないと思いますので、そこでやはりその引き受けた田んぼ、やめらす人たちの分を引き受けた人たちの分をやった甲斐があるということを示してもらいたいと、そしてその示す道筋を、やっぱり関係機関とともにやってもらいたいと考えております。

最後にですが、このアンケートを取りました、分析をしました、そしてプロジェクトチームをつくりましたということになりますが、このプロジェクトチームの中には、今の現在の課長の皆さんたちが入るかと思いますが、自分の家が農業をしている、もしくは農業していないけどもそういうのに携わっているというような含みで考えたときに、自分の家は私たちは定年退職をこの土地をどうやって守るんだ、どうやってするんだという考えがあるかと思いますが、素直にやはりプロジェクトチームのメンバーが全員で、その集落に行ったときに、私は定年退職をしたらこうやって進めたいと思います、もう隣のおじさんがやめらすなら、隣の集落の人がやめらすなら、うちの親戚の人がやめらすなら、私は引き受けてやりたいと思いますよというようなそういう意見も、その集落に行って話をしながらやるというプロジェクトチームの人たちが、やはり自分たちの問題だという考えで動いてもらうというのが大切だと思いますので、最後ですが、このプロジェクトチームに本腰を入れてもらうために、喝を入れるために、町長がこの意気込みを再度、先ほども聞きましたけど、伺って終わりたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

佐藤成志議員から、激励、元気ある御意見賜り、やらないかんと思っているところでございます。関連して、やはり先ほど言われました担い手対策と農地の問題、人・農地プランというのが、やはり国もですけども県もですけど、今からどうするということの大きな課題に。特にこの中山間地域については、先ほど全てが広い農地じゃなくて、迫田とか、もう山に返したほうがいいんじゃないかという農地もある部分もございますので、そういう農地と人のかかわりを整理していくというのが同時並行やっているんです。

かつ、中山間地域直接支払い制度も、次なる動きで来年動きだすということでございますので、そういう農地と人の対策をあわせてやりたいなって、このプロジェクトチームの。今までやはり集落ごとに、先ほど申し上げた、自分とこはこうつくって、もう何年後には担い手がおらんなる。やはり誰かに農地を集積しなきゃいかん、農地中間管理事業でうまくのせて貸しつつ借りつつ、中山間地ですから少しなりの手当が入ってくるようなシステムを目指さなきゃいけないというのがありますので、まずは、そういう人・農地プラン、それから中山間直接支払制度、多面

的機能支払制度を含めて、プロジェクトチームで、やはり若い人たちが中心となって、集落で議論するようなシステムができればいいなと思っています。ただこれは、人が動くことですから、その人がどう考えてどう行動するかということになりますので、それを我々がどう話をするかということになりますので、そういうののきっかけづくりが農林業振興祭とか、みんなで腹を割って議論する場所だと思しますので、そういうところをしっかりと通じて、意識変革というかな、そういうこともしつつ、何とか動きを見せたいということで、引き続き私自身が先頭に立ってやらせていただこうと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） それではここで、暫時休憩といたします。

この会場の時計で15分から再開いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ、開会いたします。

次に、7番、小笠まゆみ議員、御登壇願います。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 7番、小笠まゆみでございます。通告に従い、一般質問を行います。質問事項は森林関係について、その中で森林環境譲与税の活用に関する事、質問の要旨、

①町有林の今後について、伐採、再造林計画はどうなっているのか伺いたい。

②スキー場周辺の国有林について払い下げの考えはないかを伺いたい。

③森林環境譲与税の活用の方向性について、見込みを伺いたい。

それでは最初に、①のほうから答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

小笠まゆみ議員からの、森林環境譲与税の活用に関します御質問にお答えします。

まず最初に、森林環境税並びに森林環境譲与税について、再度整理をさせていただきたいと思っております。

森林環境税につきましては、森林の有する地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源涵養等の公益的な機能を将来的に確保するために、適切な森林の整理、保全が必要条件であるということから、平成31年度税制改正により、国税として国民から税を徴収する森林環境税と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税が創設されたということでございます。

一方、森林経営管理法の制定を受け、今年度4月より新たな森林経営管理整備がスタートし、経営管理が行われていない森林については、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者を

つなぐシステムを構築させ、担い手を探すということになりました。あわせて、林業経営に適さない森林については、市町村みずからが管理するという事になった次第でございます。

そしてこのような市町村が行う公的な管理として、森林整備や仲介役としての所有者の意向調査や境界確定、人材育成、担い手確保などのこのシステムを円滑に機能させるための取り組みに必要な財源として、森林環境譲与税を充てることとされております。

譲与基準につきましては、私有林、人工林面積が50%、林業就業者数が20%、人口数が30%となっており、五ヶ瀬町の場合、今年度が約1,900万円、そして15年後には約6,300万円と段階的にふえていく仕組みとなっているようでございます。

それでは、小笠まゆみ議員から3つの質問がありますが、まず町有林の今後の伐採、再造林計画については、具体的な計画と担当課長の総務課長から、また2点目のスキー場周辺の国有林についての払い下げの考えはないのかにつきましては私のほうから、また3点目の森林環境譲与税の活用の方向性については担当課長の農林課長から、それぞれ答弁をさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。それでは、総務課長からお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。

小笠まゆみ議員の質問の要旨①町有林の今後について、伐採再造林計画がどうなっているかについてお答えいたします。

まず、町有林の現状でございますが、町有林の面積が現在1,010ヘクタールほどございます。立木蓄積量が13万8,000立米ほどございます。

今後、町有林の利活用についてでございますが、まずすぐに必要であろうというものに、役場新庁舎への町有林材の活用が出てくるかと思っております。この新庁舎の町有林材の活用であります。実施設計が今後行われますので、実施設計によります材積の決定が行われましたら、すぐに伐採、乾燥、製材が必要になってくるかと思っております。

この庁舎に使用します伐採予定箇所の決定につきましては、予定箇所としましては、担当課としては小川町有林でありますとか、上赤町有林、尾平町有林を考えているところでございます。

その他、直営管理分も含めまして、伐期適齢期が到来している町有林というものもございまして、60年以上のものを考えておりますが、そういった町有林の間伐あるいは主伐による販売によりまして、財政面の財源確保も必要になってくるかと考えております。

再造林計画でございますが、現在町有林につきましては、間伐を主に行ってきておりますので、余り皆伐した山林というのはございせんが、ただ一部分衆林に皆伐したところがございますが、平成28年度に小長谷分衆林ですが、そこ皆伐しておりますが、そこについては現在のところ、再造林計画はございせん。この後、皆伐とした町有林が出てくる場合には、都度再造林計画を

行っていく必要があるというふうには考えております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 久しぶりの一般質問ということで、昨夜もほとんど眠れず状態というふうな、以外に自分が小心者だなというのを実感してのこの場でございますが、本題、森林関係についてということで質問事項を考えておりました。ちょっと手違いも思い違いもあって、タイトルが森林環境譲与税の活用に関することという中で、①②③というふうになっておりますけれども、①②は③に持っていくための関連質問というような形で受けとめていただいたほうがいいのかというふうには考えております。

実は私、県が行いました下刈りが困難な地域に対して、農薬の散布をしたとそういうことをきっかけで自主的に研修をさせていただいたという経緯がございます。また、10月頭には、四国のほうから講師も置いていただくということでございますが、林活のほうですね、そちらのほうでも研修にも行きましたけれども、自伐型の林業の勉強というものもさせていただきたいなというふうには考えている状況でございます。

町有林の今後についてということで、これまでは間伐を主にやっていると、私は最初、この質問を考えたときに、例えば10地区があったときに、1つを皆伐して再生林を行って伐採した木をお金にかえて、何がしかの町の財源に充当すると、そしてその皆伐したところに再生林をするということは、次世代の財産を、またそこで築き始めることができる、そういう考えでございました。次のというか、次の年にとかいうことじゃない、次の機会にまた今度は2番目のところを皆伐して、また再生林をして、次世代の財産を築いていく。そして、切った木のお金は、また教育なり福祉なりという部分にも用途を広げて、財源として使っていく、そういう手法ととっていくのも地方交付税に頼っている我々のような小さな自治体は必要なことではないかなという考えを最初持っておりました。しかしその間伐という部分をしっかりと行っていくことによって、山を守るということが非常に大切な作業なんだ間伐が大切な作業だということを知ったと。

最近が異常気象によると思われる豪雨が、全国各地で災害を引き起こしておりますけれども、皆伐をしたところ、そこが土砂の流出とか土壌侵食といった、災害の非常に大きい起因となっているとこういう話もあります。そういうことから、全てを皆伐したりとか、そういうことではなくて、しっかりと山を守り、国土を守るという部分では、間伐を行って行って、間伐を行った部分に関して、また何がしかの方策をとっていくというふうな形をしていったほうが、山がきちんと維持管理されていき、また次世代にきちんとした財産を残していけることになるんだなというふうにも感じたところでした。

ただ今、山林の従事者、私が県からいただいた情報によると、昭和50年には林業従事者が8、

500人で高齢化率は5%程度だったそうです。それが平成27年度には、林業従事者が2,200人程度になり、高齢化が23%になっているということで、4人に1人が65歳を超えているという現状が現場にあるということも伺っております。

そういう流れから、再造林をするに当たって、下刈りとか、それから獣害対策とか植栽とか、そういう部分での人的な負担というものが、今後かさんでいくということもあって、県では農薬散布のほうを、下刈り等森林作業者省力化実証事業というものを利用して、実験的に行ったということを知っております。

今後、最近国道通って高千穂に行くときに、歩道のほうに枯れた草がある、あれは当然農薬散布をした。草刈りをする要は人間が確保できないということで、試験的に農薬散布を行いましたというふうに市長のほうからもお話を伺っておりますけど、それと同様、山も苗が草から頭を伐採すれば、その勢いで伸びていくというようなお話を伺っているんですが、その草の高さを低くする、成長をおくらせる、そういう農薬の散布というものもやっていくというようなお話を聞いております。そういったことは、我が町にも同じように言えることではないかなというふうに思っているんですが、ここでもやはり人材を確保する、育成していく、町有林もまた民有林だけではなくて、手入れをしていく上に、この譲与税という部分の活用を、やっぱりしっかりとやっていくべきではないかなというふうに思っております。

町有林というものは、全国的にもそうですけど、もっともっとモデル林となるような面積がふえていくように、今後しっかりとした手入れを行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

新庁舎への活用は積極的に行っていくということは、本当に大変、山のまちとしてはいいことではないかなというふうに思っております。今後、材積とかどの部分に使用する計画になるのかということも、確定をした後にはお知らせいただくとありがたいと思っております。

町有林の今後の活用という部分については、今後も計画的に行って、間伐を行っていくことでもありますけれども、もし主伐、皆伐それを行わなければならないような山林というものがあつたときには、自然林に戻したほうが良いという判断をされたところに関してだけ主伐、皆伐をされていくような計画を組んでいただくとありがたいのかなというふうに考えているところであります。

最後の質問というのは3番目のところでお願いをしたいと思っておりますので、次にスキー場周辺の国有林の払い下げの考えについて答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

先ほど小笠まゆみ議員からありましたとおり、スキー場周辺の国有林については、直接森林環

境税とは関係ございませんが、関連するというので、特にスキー場の今後のあり方も含めての質問かなという形で、私のほうから答弁させていただきます。

現在、国のほうから借り上げて、町としてスキー場利活用している用地につきましては、約9.93ヘクタール、また借り受け区域にある飛び地を含む周辺の小班単位では、約31.93ヘクタールになるものと認識しております。また、現在の年間の借地料は約130万円で、スキー場開設当初の段階と比較しますと、大きく下がっているところでございます。

議員御指摘のスキー場周辺の国有林についての国からの払い下げにつきましては、これまでも議会の中でも、また個人的にも意見交換をさせていただいているところでございます。このことは、誰もが五ヶ瀬ハイランドスキー場のこれからを心配してのことであると思えますし、私自身もこれまでそれぞれの機関とも情報を交換をさせていただきながら、あり方を私なりに整理してきたところでございます。確かにスキー場継続していくにしても廃止することになっても、またスキー場以外の用途に活用するにしろ、町有地となった場合は、さまざまな対応ができるものかと思えます。ただ九州脊梁山地の中にある向坂山周辺の山林を町自体で管理していくことは、非常に厳しいことではないかと考えております。現在でも、パーキングセンターからスキー場を連絡する管理道路についても、宮崎北部森林管理者のほうで主体的に管理をいただきながら、森林管理署のほうとも良好な関係を築きながら管理できているところでございます。

一方、宮崎県から天然記念物の指定を受けています、白岩山石灰岩峰植物群落の周辺に位置するという条件もありますことから、シカ等の有害鳥獣対策も大きな課題となっております。

このように現段階での国有地払い下げの目的を明確に捉えることができない以上、払い下げの方向に歩を進めることは難しいのかなと考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 町長がおっしゃることは、わからないでもないんですが、このタイトルは環境譲与税とは関係ないというような感じに受けとめられますけど、中身というのは、そこを活用していけばいいのではないかなというような部分で、御提案も含めた私なりの考えというものをお伝えしたいと思うんですが、目的が明確に捉えられないという御発言ですけれども、今町長の発言の中にあつたようなことが目的でいいんじゃないでしょうかという思いがあります。

スキー場の経営を今後どうするかというのは、もう自然相手の仕事ですので、どの土地にどういった判断をくださのかと、本当になかなかはっきりとわかることでもなく、またその時期がいつなのかということもわかるわけでもなく、というところであれば、きちんとした営業を行っていく、あの山で材を築いていくというところを考えると、町有林をしっかりと払い下げをしてい

ただき、町有林じゃない国有林をですね、払い下げをしていただき、森林管理署のほうには、本当にスピード感ある対応をしていただき、また有効的にうちのスキー場にも応援に来ていただきという部分で、感謝の一言に尽きますけれども。

夏場の利用という部分が、やはり外部からもこの前スキー場のCM関係のプレゼンにおいてになった会社からも、夏場の利用をという話が出てきましたけれども、夏場の利用をするということになると、今の現状では厳しい部分がたくさんあるのではないかなと思っております。

管理道、関係者以外立ち入り禁止となっているところにスキーセンターまで上がるというようなことが、いつでもだれでもできるのかということ、それは規制があるんだろうというふうに思っておりますし、町が管理することによって、今の砂利道を舗装にさせていただくとか、危険箇所にはガードレールを設置していくとか、それからのり面の保護をやっていく、水確保の工事もやっていく、こういったものが円滑にできて、建設業の方々の仕事も、今後確保できると。

それから、オートキャンプ場にしたりとか、ドローンを飛ばす場所にしたり、今国有林であるがために、不可能という返事をいただいておりますコーチトレーニングコースを設置するとか、遊歩道を設置するとか、星空の観察をするとか、いろんな意味で活用ができていくんじゃないかなというふうにも思いますし、こういう場で発言すべきことではないのかもしれないけれども、国有林であればスキー場をクローズしたときに、何年間の計画でどういった形でもとの山に戻すのかということの制限というものが発生するんじゃないかと思うんですけれども、それが町有林にしておくことで、長いスパンで計画的にもとの山に戻すということもできるんじゃないかというふうに考えているところであります。こういったものをやっていくためにも、やはり人材を確保していくとか、思い切った対応をやっていくということが必要であり、それが森林関係に関する財源安定的に確保できる譲与税をその中で活用するということができないかと考えているわけです。

また、先ほど秋本議員のほうの話でありましたけど、有害鳥獣の関係について、前、国有林に逃げたときには入り込んで打つっていうことができんとたいのっていう話も伺ったことがあるんですが、それが今でもそうなのかということも確認はしなければなりませんけれども、そういった場所の12区もしっかりと活用できていくんじゃないかというふうにも考えたところです。

1問目と同じように、また3番目のところで質問に関係させていただきますので、3番目の答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。

小笠まゆみ議員の御質問の森林環境保全の活用の方向性、見込みについてということにつきまして、現状を踏まえて基本的な考えを答弁させていただきます。

現在の状況としましては、町の体制整備としまして森林所有者の意向調査の事前調査を行うこととしておまして、委託先の森林組合と委託契約を済ませたところであります。事前調査票の内容につきましては協議中でありまして、調査期間の予定としましては11月から12月にかけて事前調査票が森林所有者のほうに配布されまして、正月にかけて帰省される御家族とも協議ができるようにしたいと考えているところであります。その後、提出していただきまして、年度末までに集計作業を行っていく予定であります。

また、5年ごとに行われます林地台帳システムのデータの更新や、地籍調査データ及び林小班、航空写真との整合性を図りながら、さらには事前調査の結果により把握しました森林所有者の状況を入力しまして、システムの明確化を図り、制度の向上を図っていきたいと考えているところであります。

それから、担い手の育成としましては、西臼杵の林業振興の中心的機関であります、西臼杵林業振興協議会の負担金として、また、木材利用としましては、森林バイオマスの利用促進ということで、温泉施設の木地屋に設置しました薪ボイラーの薪製造経費の支援を行います。このことによりまして、多数の方々が高質バイオマス利用に取り組み、薪ボイラーの安定稼働はもとより、林地残材等の利用が図られると考えているところであります。

以上のとおり、今年度の使途事業につきましては、町の体制整備、担い手の育成、木材利用として使用し、その他の譲与税につきましては基金積立金として次年度以降に活用することとおるところであります。

今後の森林環境譲与税の使途事業等の基本的な考えにつきましては、今年度実施する事前調査や次年度以降に行います意向調査の結果を参考にさせていただくとともに、30年度に山会議において森林環境譲与税に対する意見をいただいておりますので、その意見をどのように行っていくのか、議論をしながら協議を進めていきたいと考えているところであります。

なお、宮崎県等の主体による意見交換会等にも担当課にて参加するなど、情報収集を行っているところでありますが、県や他の市町村からの先進的な使途事業につきましても情報を集めまして、譲与税の使途事業への有効活用を図っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 今年度、一部だけ使って、そして300万円程度でしたか、基金のほうに積み立てて次年度へと、ということであれば、次年度が今度はまた金額がふえていくというようなことになるので、他の地域の活用を参考にしたいとか聞きたいとかいう前に、うちが積極的に意欲的にそれを活用していくというようなスピード感を持った対応というのを、この11月、12月にかけて行うアンケート調査の中から見出してほしいなというふうに思います。

また、本当に、佐藤成志議員の質問の中にもありましたように、農地を今後どうしていくのかとか、私は常々言うておりますけど、10年後の未来をどう考えるのか。やはり、そこあたりを正月とかお盆とか、そういう部分で帰省された御家族の方と協議をしていただくよいタイミングというふうにも捉えますので、ぜひとも有効な結果が出るようなアンケート内容という部分を実施していただきたいと思います。

この税によって、森林整備に地域の安定的な財源が確保されることは、さまざまな森林の公益的機能の発揮を通じて、地域住民や国民全体の安心・安全の確保につながるとともに、地域の安定的な雇用の創出など地域活性にも大きく寄与するものであるということが、譲与税の部分で書き込まれております。

町長のほうからおっしゃいましたように、令和15年には予定しております600億という財源が国のほうで確保されて、我が町にもその流れが6,300万円程度に入ってくると。これだけの財源を山に打ち込む。また、今までやってたものがそのままということではなくて、この財源があったからこういうことができたんだということがしっかりと報告できるような内容にしてほしいということ、議会で国のほうに要望に行ったときに御意見を国の職員のほうからいただいたわけですが、本当に一体どんなことをすればいいのかという部分では、人材確保とか、そういった部分っていうのが一番手っ取り早い内容なのかもしれませんけれども、それだけでなく、この税という部分をしっかりと活用して行って、もともと山に住んでいるからこそという部分を町、五ヶ瀬らしさという部分で発信して行っていただきたいなというふうに考えております。

これまでの質問を総合的に捉えまして、山林を守るということは国土を守る、水涵養機能を保持していくという捉えをしっかりと持っていかなければならないというふうに思っています。

山に住んでいる我々にとっては、山の産業っていうのは、これから素材生産量日本一と言っていますけど、私はそれがいいのかどうかっていうのを疑問に思っています、それだけ山を切っているということで、あとは一体どうなるのという話なんですけど、今後、本当にどんどん伐採が進んでいくということは、この企業にとっては、林業という生業にとっては発展していくところでもあると。それにあわせて、林業というのは非常に危険な仕事ということもしっかりと認識をしなければならないということ。

それから、西臼杵支庁の林務担当の情熱的な職員の方がいらっしゃいますけど、高校生を対象にした意向調査で、将来的な職業が林業という部分が一切なかった子供たちが、林業を知ることによって林業を選択肢に捉えているということが男性よりも女子生徒のほうに数が多かったというような現状も伺っております。そういったところで、しっかりと子供たちにも教育をしていかなければならないということ。

まず、専門的な知識。これは森林組合という組織がありますので、そこを通じてという部分は

当然あるでしょうが、これから先発展していく可能性が非常に多く、これだけの財源を長きにわたって受けとめていくということであれば、やはり、職員にも林業に専門性を持たせる必要があるのではないかなというふうに思っております。

私は、林業大学校が大変気に入りまして、1年間に16の資格がとれて、たしか月12万5,000円程度のお金がわたるということもある。非常にあそこに行っているいろんなこと、私でさえ体験をさせていただいたんですが、そういうことも含めて職員を研修に派遣する。もしくは、研修に行ってそういう資格を持った見識のあるという人材を採用するということも必要になってくるのではないかなと考えているところです。

町長、お考えをお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

小笠議員から先進的な取り組み、例えば、役場職員で林業の専門性を身につかせるための一つの研修として、林業大学校の活用も考えられるんじゃないかと。非常に私もいい考えだなと思っています。ただ、林業大学校も受け入れ体制が当然あるわけですから、同じこういった中山間地域、山を抱えているところの自治体職員がそれぞれに専門性があるものだと思います。

ということで、宮崎県町村会の中でも、会長が西米良定藏、西米良村長ですけど、やはりそういった地域で悩んでいる首長さんもいらっしゃいますので、その辺もまた意見交換しながら林業大学校自体がそういう受け入れができるという体制が組織的に確立していただければ、毎年は厳しいかもしれませんが、短期間の研修等には積極的に参加させてもらうのは本当にいいことじゃないかなと思っております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 1年間、キャンパスのほうに通うと、こういうことは職員という部分では厳しいのかもしれませんが、そこは研修施設というものがございますので、短期研修というのを数を重ねるということも一つのやり方ではないかなというふうに思います。山を抱えている自治体も、職員を専門性を持たせるためにも、ぜひ検討していただけるとありがたいと思います。

あと、特用林産物といわれますシイタケをはじめとするキノコ類、それから、うるいとかワサビ、ゼンマイ、ワラビなどの山菜類、クリ、クルミ、銀杏などの果実類、それから薬用植物、竹類、木炭類、サカキなどの特用樹類という部分が特用林産物という位置づけをされているわけですが、五ヶ瀬こそ、この山菜類とかシイタケはもちろんですけど、ある程度高齢化になってもそういう作業ができる、今はゼンマイなんかは採る人がいなくなって中国から輸入されている、

港に置かれているゼンマイなんか見るものじゃないよって言われたこともあります。そういったものはうちの町にはあるわけですから、これをやっぱり一つの産業として、こういった特用林産物をつくり立てていく。もともとあるものをもっと大きく表に出していくというような考えも必要ではないかなというふうに思います。

農林課長、そのあたり、どんなふうを考えられますか。御意見をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。

ただいまの特用林産物に対する考え方でありますけれども、シイタケ等につきましては御承知のとおり、産業の振興ということで、補助事業を活用しながら行っているところであります。

今ありました山菜とか竹とか木炭についてもなんです。ゼンマイとか、本当、最近は採りに行かれる方も少なく、田んぼとかに行きますとそのままの状況を見かけるところであります。うちの嫁の母は、毎年、ゼンマイを採って出荷をしているところでありますけれども、取引先は個人的にもあるのかなと、引き合いがある話も聞いているところであります。議員がおっしゃられたとおり、山菜の活用につきましては貴重な資源として今後、検討して行って、一つの産業としてつながるような方向で進めていくべきかなと考えるところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 百貨店でうるいの葉っぱが30センチぐらい、葉っぱが少し開いたような状態のものが400円近い値段で、3本で、売ってありました。うるいというものは、一回放置しておいても、また次の年にはしっかりと根を張り広げて行って収穫ができていくというものであります。春の桜の時期に多くの方々がうるいを求めてお見えになっているというのがありますので、そういったものもしっかりと一つの産業としてやっていくべきではないかなというふうに考えています。そういった部分にも譲与税がもし活用できるのであれば、ぜひとも、その目をもってお願いをしたいなというふうに思っています。

次なんです。今、再造林の話をしておりますけれども、宮崎県は苗をつくる、苗の生産量は非常に多いんですが、最近は宮崎県内でも、ある地域については不足していて大分側からとるか、大分のほうが不足しているので宮崎県から苗木を買うとか、苗木が九州管内、特に行き来をしているようであります。そういった部分で、やはり、この時期、伐採が進んでいくこの山を見ても、はげ山という表現がいいのかわかりませんが、そういうものが目につくようになってきて、当然、それは再造林と結びつけられて、苗が不足している。であるならば、杉苗つくればいっちゃんないって単純に考えているわけでありまして。

コンテナ杉苗というのが、非常に有効的。根を横に張らさずに縦に根をもっていさせるという

のがありますので、非常に植栽に活用できるということなので、このコンテナ杉苗の生産に関しても、状況を見てのことではありますが支援を行ってやっていくべきではないかなど。これは、もう本当に森林環境譲与税というものがしっかり活用できるのではないかと考えておりますので、今後も特用林産物と同様に心にとめていただき、活用していただくとありがたいなと思っております。

実は、木育というのが非常に大切だということを、高千穂高校の生徒をそういう林業に将来従事していこうかという気持ちにさせたというところの一つとしても、木育というものがしっかりと結果を出してきているということがあります。

教育長、高校生に、うちの子供たちって中学3年のときに自分が将来何になりたいかというのをある程度心に持って、目的のある高校へ進学していくという子供たちが多いと思います。だから、高千穂高校でそういう実証、実験的なもの、調査をしたということもありますが、そこじゃ時既に遅いのかなというところもありますので、ぜひとも、この木育を利用して、例えば林業大学のほうでドローンを飛ばしたりとか、重機を運転したり、杉苗をつくる作業をしたり、種ごまを打ったりとか、いろんな体験ができるんです。

なので、林業センターのほうに小学生五、六年生でもいいんですが、研修という部分で今回はこっちにしてみようかみたいな何かタイミングがあれば、ぜひ子供たちに林業という仕事が今、昔と違って機械化が進んでおりますし、意外とかっこいい仕事というふうにして山師という部分が捉えられているところでもありますので、そういった意味も含めて、将来の仕事の選択肢の一つとして林業という部分を子供たちに体感してもらうために、木育であったり、研修センターへの研修であったりということを今後考えていっていただきたいなと思っておりますので、御意見を伺わせてください。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（猪野 貴一君） 教育長です。

ちょっと内容になかったものですから、十分な答えはできないかと思うんですが、おっしゃるとおり、子供たちにキャリア教育という形でさまざまな職業観を持って、特に五ヶ瀬の大自然、そして、そこに根づく農業、林業、これを視野を持った教育課程というものをグランドビジョンとして、やはり保育所から中学校までのばしていっているという現状で、現在、つくっております。

農産物については、もう御存じかと思いますが、知っているのかどうかということでもちょっと意見があったんですが、ことし、木育について西臼杵支庁の協力を得て、原田家のお庭をお借りして、どんな木材がとれるのかと、それを使ってどういう加工物ができるのかというようなことを5、6年生を対象に本年夏7月だったと思っておりますが、行ったところでございます。これについて

て、やはり子供たちも実際知らなかったことを多く知ったということもありますし、手に取って木材というものを体感できたというようなことを聞いております。私も実際、見ておりますが、そういうことができいておりますので、また今後、機会をとおして今の教育課程の中に位置づけていくというような、なかなか過密な中で難しいとは思いますが、チャンスをつかみながら木育というものも考えていきたいなと思ったところでございます。

十分ではございませんが、以上でございます。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 実際に木育が行われていたと、支庁の小川さんだと思うんですけども、非常に熱い方で、夜は五ヶ瀬で女性を対象にウッドフラワー、そういったものをつくるというようなこともやっています。こういうのが本当にいいきっかけになると思うんです。人材を確保する、雇用の場を創出する、そういった部分で木育を受けている、受けていないというのは大きな差が出てくると思いますので、この件も今後、引き続きよくなっていくとありがたいです。

この税に関しましては、5年後、10年後の現状を見つめて、今、しっかりとアンケートの内容もつくっていただいて活用していただきたいなというふうに思っています。

これから先、ドローンを飛ばしてどうのこうのという話もありますが、どんなにIT化が進んでいこうと人あつてのものというところで、計画的な人材育成をして雇用の場の創出をし、山の恵みの恩恵を有効にさせていただけるように希望します。

また、間伐の継続により、山の手入れ、山を守るという山の資源を最大限に活用すること、木育などを含めた人材を育てること、山のまちである認識を深めて山に関する政策を明確にさせていただきたいと思っております。

山に対する思いをしっかりと執行側、また町民、共有をさせていただいて、この税を本当に意義あるものに活用していただくことを希望して、ちょっとジャブ程度の質問になりましたが、質問を終わらせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、9月10日、午後2時から開会しますので、定刻までに御参集ください。

御苦労さまでした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後0時02分散会

3 目 目

令和元年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(総括質疑)

令和元年 9月10日

○会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第48号
平成30年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2. 議案第49号
平成30年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3. 議案第50号
平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4. 議案第51号
平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第 5. 議案第52号
平成30年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6. 議案第53号
平成30年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7. 議案第54号
平成30年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

午後 1 時59分開議

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は7名です。8番、甲斐啓裕議員から会議規則第2条第1項に基づき、欠席届が提出されました。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第48号

日程第2. 議案第49号

日程第3. 議案第50号

日程第4. 議案第51号

日程第5. 議案第52号

日程第6. 議案第53号

日程第7. 議案第54号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第1、議案第48号平成30年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、議案第54号平成30年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号から議案第54号までの7件は、これを一括議題とします。

本7件につきましては、去る9月4日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。

質疑をされる場合は、議案名、ページなどを示して発言して下さい。

質疑がありましたらどうぞ。7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） ページ数、皆さん方では55ページになりますかね、お願いします。

55ページの部分であります商工業者の貸付金の金額が出ておりますが、1,000万円の貸付金をして1,000万円が3月31日に戻ってくるというような状況が毎年続いておりますけど、今回、追加の金額がありますが98円という金額がついております。これは一体どういうことなのかということを1点、まず最初に質問をさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 会計管理者。

○会計管理者（北島 隆二君） 会計管理者です。小笠議員の質問にお答えいたします。

98円については利息分の収入になっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） この1,000万円の運用に関しては、行政がバックアップ、要は後ろ盾になって金融機関からそのお金を活用していただくというような形で、資金を実際に借りるのは金融機関からだったのではないかというふうな捉えをされていて、勘違いであれば申しわけありませんが、そもそもこの1,000万円の取り扱いに関して利息がつくようなものだったのか、これまではそういった形で利息とかいう部分が計上されてきた記憶がないんですけれども、通年、こういった形でどのように運営されているのかということも含めて詳しく知る必要があるのかなというふうに捉えているところです。

今現在、ここで発言できる段階のもので構いませんので、この98円、一体どういった形で1,000万円をどの口座にお渡しして、その口座についた利息が98円あるから1,000万98円入ってきたのか、そもそも行政上の別の会計の部分なのか、わかる範囲で構わないので、さわり程度でいいですので答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 会計管理者。

○会計管理者（北島 隆二君） 会計管理者です。小笠議員の再度の質問にわかる範囲でお答えします。

この事業の中身自体は会計のほうでは理解しておりませんが、町から宮銀の特定の口座に支出して、そこから商工業者がお金を借りるというシステムだろうと思うんですが、そこに1,000万円が常時、最後には出てくると思うんです。その部分についての98円がついて返ってくるという仕組みではないかと思われます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 森林組合と貸し付けをするのと同じように商工業者のほうにも貸し付けをいただいて本当にありがたい資金ではあるんですが、私たちもまだまだちょっと商工会に行ったという割には利息つきよったかなと、今まで1,000万円を出して返ってきよったよなという感覚しかなかったので、それに対して利息がつくっていう状況があるのであれば、1円でもふえるにこしたことはないので、しっかりと運営していただければそれでいいのかなと思います。

いいです。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。3番、秋本良一議員。

○議員（3番 秋本 良一君） 3番、秋本良一です。一般会計の89ページの総合交通対策事業の中での11番の需用費410万234円ということの中で、備考の中に修繕料というのが15万8,246円ということで上がっておりますが、この内容等について、どういった修繕がなされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 企画課長です。修繕料の中身ということですので、ちょっとお答えさせていただきます。済みません、債務を見ております。

修繕料15万8,246円、こちらはタイヤの脱着組みかえほかとか、右ベルトショートショックアブソーバーの修繕とか、定期点検に伴う修繕とかが38万円ぐらい、ちょっと大きなものがあったり、いろんな項目がございます。それぞれコミュニティバス数台を持っておりますので、それぞれにかかっているということがございます。

あと、大物ということでは、オートマチックミッションの着脱取りかえというようなこと等々でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、秋本良一議員。

○議員（3番 秋本 良一君） 3番、秋本良一です。今、総合交通対策事業ということで、バス運行についての費用のような説明だったというふうに思っておりますが、バスの停留所の時刻表が風で飛んだりとかしておるところがあります。それから、非常に見にくい、プラスチックが外側にはあってあってお年寄りたちも見にくいということで、去年の何月だったか覚えておりませんが、そのときの担当の方にバスの停留所の時刻表はもう少し五ヶ瀬町に合ったような時刻表ってできないもんかということで、風で飛んでいないところもありますので、そういったあたりを修繕してもらえんでしょうかという話もしたことではありましたが、まだいまだにやっていないようではあります。このことについて、再度またお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 総括質疑とちょっと違うのかなというイメージがしますけれども、お伺いして、できれば対処したいという思いはしております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、綾健一議員。

○議員（2番 綾 健一君） 2番、綾健一です。歳入歳出決算書の77ページにございますが、委託料とございます。真ん中あたりです。町有財産等登記委託料118万9,705円とございます。このことについてお伺いしたいですが、庁舎建設現場あたりかと想像しているところがございます。

それから、その下に山村広場委託料というの、これはわずかな金額ですけど、2万5,000円、この山村広場とはどこにあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。町有財産等の登記委託でございますが、まず1件は林業大幅委託に伴います当期委託料でございます。それと貫原、字の1600番地にありました町有地の抵当権抹消登記にかかわる分でございます。

それと、山村広場でございますが、廻淵の、昔、沈澱池と言っておりました場所が山村広場でございます。沈澱池跡地が山村広場になっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、白瀧徹哉議員。

○議員（4番 白瀧 徹哉君） 4番、白瀧徹哉です。30年度の一般会計決算書の中で、決算書の全般についてちょっと質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、決算書の中に、各事業所の中に、工事請負費等について備考の中で詳細が明記されていないものがございます。今、本町の議会では、議会条例第4章の議会と行政の関係の中の第10条の中で、施策別または事業別の説明資料を町長に求めるものとするということで、しっかりとらたつてございます。過去にも決算書に基づいた資料の提出をお願いした経緯がございますが、決算書の中でなかなか項目が多くなると記載できないものもあると思っておりますけれども、総括の前にそういった部分ができればわかるような形で、工事請負費等の室ものが出なくていいような総括にしていくと、もうちょっと建設的な意見のやり取りもできるのかなというふうに思うわけですが、町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。白瀧徹哉議員から、特に工事請負費の明記、詳細な明細が、基本条例に沿った形での必要性、また、その後の総括への議論の活発化になるんじゃないかという質問ですが、現在、総括質疑のあとに決算審査に移行をしていただくということで、その中でそれぞれの担当、予算項目ごとにしっかり工事請負費の内訳等については説明する、また、資料を提出するという形で進めておりますので、基本的には決算審査での明細の提出がいいのかなと私自身は思っております。

また、その中で御異議等があれば決算審査の認定報告を含めて、そのあたりでわれわれに御教示いただければ、その分反映ができると思います。

ただ、大きな課目であげなきゃいかんというところは、決算書の中にしっかり明記をするというのが基本だと思っております。

そういうことで考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、白瀧徹哉議員。

○議員（4番 白瀧 徹哉君） ただいま町長のほうから説明をいただいたところでありますが、総括に我々が望むときは、一応、反対側の委員会のほうの事案について質問をするということで、大体の決まりがあるわけでありましたが、どうしても工事請負費とか、大きな枠でその部分かわからない分については、どうしてもしておく必要も、我々にも義務がありますので、そここのところを考えるために、できればそういったことが早めにわかっていたら、きょうの総括にしても、そういった工事請負費とか、委託料にしても質問をしなくて、その詳細について、また建設的な意見のやり取りができるということ、また、条例にもしっかり我々もうたっているということもありますので、今回、質問させていただいたところでありますが、これはぜひ前向きに御検討をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 7番、小笠まゆみでございます。一般会計の総務課所管のものでありますが、71ページになります。上段の委託料の中段ほどに、ストレスチェックの業務委託料9万9,792円が上げられております。職員に対してのストレスチェックということだと受けとめておりますけれども、過去に、やっぱり心身ともにちょっと要観察をしていかないとけないというような職員もあるという話を過去に聞いたことがあります。

そういった中で、今回、ストレスチェックをしていただいた部分で職員の心身の健康状態、それが大体どのようなものがあつたのか、また、そのストレスチェックをやったということで何がしかの改善が行われていたのか。もちろん、これは個人情報的事なので名前とか、性別とか聞く必要がございませんが、何か事例がございましたら教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。小笠議員のストレスチェック業務についての御質問でございますが、全職員にストレスチェックをかけておりまして、確かに若干気になる職員というものは出てきてございます。

ただ、その後の医師への受診等については、本人の希望でありますので、本人に対しての面談等々は担当者からしているんですが、直接、受診とか、そういった部分につながっているのは聞いていないところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） やはり気になる職員がいるということが、これは本当にゼロでは

ないと思いますので、過去に本当に悔しい思い、我々も悔しい思いをしたような件もありますので、ぜひとも皆さん方、幹部として職員に細部にわたって気配りをお願いしたいと、自分の力を十二分に発揮できるような職場環境をつくっていただくためにも、こういったものを継続して行っていただきたいということをお伝えします。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、綾健一議員。

○議員（2番 綾 健一君） 2番、綾健一です。歳入歳出決算書の91ページに当たります。中ほどの委託料でございます。その右側のほうに、その他の宅地評価法地区の土地評価整備業務委託料というのが426万6,000円となっております。その他の宅地評価法地区というのはどういったものか御説明をお願いいたします。それと、何カ所ぐらいあるのかお尋ねしたいのですが。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町民課長。

○町民課長（齊家 晃君） 町民課長です。綾健一議員の質問にお答えします。

その他の宅地評価法地区の土地評価整備業務委託料についてであります。現在、宅地評価は全てその他宅地で評価されておまして、変形地とか、条件不利地、利便性の悪い宅地など、評価の見直しをするための調査となっております。

件数については、全ての町内の宅地を調査しているところでありまして、また、審査のほうでお答えしたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。3番、秋本良一議員。

○議員（3番 秋本 良一君） 3番、秋本良一です。一般会計の決算の123ページ、補償補填及び賠償金のところで、170万8,992円の生ごみ処理機賃貸借契約中途解約料ということで上がっておりますが、これは30年度で終わりという認識でよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町民課長。

○町民課長（齊家 晃君） 町民課長です。秋本良一議員の質問にお答えいたします。

この補償補填及び賠償金で生ごみ処理機賃貸借契約中途解約料の件でございますが、この件につきましては、5年のリースの契約で、生ごみを町内から少しでも減らして、その分を生ごみリサイクルという形で肥料等にして環境に特化した事業ということで、事業的には、あすの地域づくり支援事業の中の美しいまちづくりとうことで取り組んできたところです。

ところが、このごみ処理機につきましては、処理をするときに出てくる肥料の部分が浄化槽に対しまして影響を与えることもあって、浄化槽にそのまま液体を、肥料となる部分で、このまま続けていくと浄化槽そのものが壊れていくということで、合併浄化槽の汚泥がたまって異臭ができて、このまま続けていくとだめだということもありまして、衛生公社のほうからも管理がで

きないということもありまして、さらに、たまったごみそのものが産業廃棄物になるということで、ごみそのものを産廃のほうに出さなくちゃいけないということになりまして、このまま継続が不可能ということもありまして、ただ、当時、5年のリース契約をしております、そのリースの解約料として補填金のほうを納めさせていただいた状況でございます。

詳細については、また審査のときにお答えしたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 今年1年だけのものかという質問だったと思うんですけど。町民課長。

○町民課長（齊家 晃君） 5年分の契約をしておりますので、その間のリース料の全額を30年度に解約料ということで納めさせていただいておりますので、今回で終了でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、綾健一議員。

○議員（2番 綾 健一君） 2番、綾健一です。歳入歳出決算書の193ページですが、中ほどに工事請負費とありまして、工事請負費の9、4、5、7から流用、10万円、それから、9、4、5、8から流用、19万円と、その下にも39万9,000円、47万円とございますが、この流用についての御説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（甲斐津世志君） 教育次長です。綾健一議員の御質問にお答えいたします。

施設管理費の工事請負費、その中で262万2,325円と、それで流用をやっているのは何かということなんですけど、この工事請負費は自然の恵み資料館の木地屋の展示ケースを作成しました。それが30万円ぐらい、それと、荒踊の館トイレ改修が116万1,000円、これはまた詳しい金額は審査でお答えいたします。

それと、荒踊の館の給水ポンプが緊急に壊れまして、この工事に対応するために4件の流用を行い、対応させていただきました。この金額が給水ポンプの修繕代115万8,300円となります。

いずれも緊急的な対応ということで、補正時期に間に合わないということで流用という対応を取らせていただきました。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの7件につきましては総務農林常任委員会及び文教福祉常任委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの7件につきましては各常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。各常任委員会の委員長は9月20日の本会議において審査の結果を報告願います。

○議長（甲斐 政國君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は9月20日、午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後2時27分散会

4 目 目

令和元年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(最終日)
令和元年 9月20日

○会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第48号
平成30年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2. 議案第49号
平成30年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第50号
- 日程第 3. 平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第51号
平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第 4. 議案第52号
平成30年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5. 議案第53号
平成30年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 6. 議案第54号
平成30年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7. 議案第55号
五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 8. 議案第56号
公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第 9. 議案第57号
五ヶ瀬町税条例の一部改正について
- 日程第11. 議案第58号
五ヶ瀬町保育料条例の一部改正について
- 日程第12. 議案第59号
五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について
- 日程第13. 議案第60号
平成31年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14. 議案第61号
平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15. 議案第62号
平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16. 議案第63号
平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）につ
いて
- 日程第17. 議案第64号
平成31年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18. 議案第65号
平成31年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ
いて

- 日程第 19. 議案第 66 号
平成 31 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20. 議案第 67 号
工事請負契約の締結について
- 日程第 21. 議案第 67 号
工事請負契約の締結について
- 日程第 22. 発委第 2 号
新たな過疎対策法の制定に関する意見書を国に提出することについて
- 日程第 23. 発委第 3 号
国土強靱化対策の推進を求める意見書を国に提出することについて
- 日程第 24. 議会運営委員会委員長報告を求めることについて
- 日程第 25. 発議第 4 号
議員派遣について
- 日程第 26. 委員会の閉会中の継続調査について

○ 出席議員（7名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 甲斐 政國 議員 | 2 番 佐藤 成志 議員 |
| 3 番 綾 健一 議員 | 4 番 秋本 良一 議員 |
| 6 番 白瀧 徹哉 議員 | 7 番 甲斐 松男 議員 |
| 9 番 小笠まゆみ 議員 | |

○ 欠席議員

- 8 番 甲斐 啓裕 議員

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

- | | |
|---------|-------|
| 五ヶ瀬町長 | 原田 俊平 |
| 教 育 長 | 猪野 貴一 |
| 監 査 委 員 | 菊池 孝男 |

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

- | | | | |
|---------|-------|-----------|-------|
| 副 町 長 | 宮崎 信雄 | 農 林 課 長 | 廣本 憲史 |
| 総 務 課 長 | 戸高 勝洋 | 建 設 課 長 | 田原 昭生 |
| 企 画 課 長 | 小迫 幸弘 | 会 計 室 長 | 北島 隆二 |
| 町 民 課 長 | 齊家 晃 | 教 育 次 長 | 甲斐津世志 |
| 福 祉 課 長 | 武内 秀元 | 病 院 事 務 長 | 奥村 和平 |

○ 職務のため出席した議会事務局職員

- | | | | | |
|--------|-------|---|---|-------|
| 議会事務局長 | 垣内 広好 | 書 | 記 | 西川 公香 |
|--------|-------|---|---|-------|

午前 9 時 57 分開議

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は 7 名です。8 番、甲斐啓裕議員から会議規則第 2 条第 1 項に基づき、欠席届が提出されました。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 議案第 4 8 号

日程第 2. 議案第 4 9 号

日程第 3. 議案第 5 0 号

日程第 4. 議案第 5 1 号

日程第 5. 議案第 5 2 号

日程第 6. 議案第 5 3 号

日程第 7. 議案第 5 4 号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。

日程第 1、議案第 4 8 号平成 3 0 年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 7、議案第 5 4 号平成 3 0 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 7 件は、これを一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 8 号から議案第 5 4 号までの 7 件は、これを一括議題とします。

本 7 件につきましては、去る 9 月 1 0 日、各常任委員会に付託しておりますので、審査の結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、総務農林常任委員長、甲斐松男議員、御登壇願います。

○総務農林常任委員長（甲斐 松男君） 総務農林委員長の甲斐松男でございます。

去る 9 月 1 0 日、本委員会に付託となった議案第 4 8 号五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算のうち、総務課、企画課、農林課、建設課、会計室、議会事務局所管の歳入歳出決算の認定について、議案第 4 9 号五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、9 月 1 0 日、1 1 日、1 3 日に委員会を開催し、各議案の会計決算について慎重に審査を行いました。

その結果、平成 3 0 年度本委員会所管の会計決算は、付託を受けた事項について全員一致で次に述べる審査意見を付して認定するべきと決定しましたので、五ヶ瀬町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

審査意見。

新庁舎建設について。

令和2年度末に完成予定の新庁舎建設における地盤調査が行われました。五ヶ瀬町新庁舎建設検討委員会が設置され、住民の意見を反映できるよう取り組んでいます。今後着工となりますが、実施設計については職員の意見も反映させ、また工事については事故等がないようお願いいたします。建設資材の高騰、消費税増税等に関して変更がある場合には速やかに報告をしてください。

防火水槽有蓋化について。

無蓋防火水槽が町内に大小合わせて50基近くあります。安全面・管理面から早急な対応が必要と考えます。桑野内地区で2カ所の工事が施工されており、1カ所は原材料支給による地元施工の簡易なもの、もう1カ所は業者施工による上部が強化されたものでした。安全面についてどちらも問題ないとされましたが、より安全である上部が強化されたもので今後整備を検討してください。

中山間直接支払い制度を含む補助金について。

農林業振興対策の中で、生産者育成補助金や各生産者部会への活動支援が行われています。高齢化や後継者不足などの状況はなかなか改善できていませんが、生産意欲を削ぐことのないよう、経営安定に向けて御指導をお願いします。

災害復旧事業について。

林道災害復旧で、道路の強度を保つ工法やカゴ枠工法など、被災状況に応じた復旧を今後も進めてください。

第三セクターについて。

施設管理委託料や貸付金制度を活用して運営が行われています。スキー場事業において、修繕費、消耗品費、工事費を含め5,500万円以上の費用を要していますが、施設の老朽化も進み、機材や備品等も定期的に入れ替えが必要な状況です。天候に左右されることもあり安定化を見極めることが困難ですが、リフトワイヤー交換の義務もあることから、株式会社五ヶ瀬ハイランドとしっかり協議を行い、計画的で安定的な経営指導を望みます。

道路改良事業について。

現地確認における町道改良、小川下川線、通学路落石対策事業、坂本鞍岡線について、いずれも良好な事業結果を認めます。今後においても、予算の範囲内で適正かつ効果の期待できる事業執行について期待します。

水道整備事業について。

簡易水道事業については積極的に整備が進められ普及率が上がってきていますが、一方で、その他の水道について、集落単位での未整備地区や自然環境により管理が厳しい状態がふえています。高齢化を配慮しての整備が必要と思われ、対策を望みます。また、水道料の滞納については、

町税等収納率向上対策委員会における全庁的な情報共有と給水停止の措置を取るなどとした解消への努力が行われており、公平性の観点から引き続き対策をお願いします。

タブレット機器導入について。

議会費において、平成30年11月よりタブレットを導入しています。ペーパーレス会議システムとして議場での運用を始め、災害時の安否確認や情報共有、町民への情報提供のツールなどを活用していますが、今後は執行部も含めた積極的な活用について期待をします。

以上、報告とします。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 次に、文教福祉常任委員長、小笠まゆみ議員、御登壇願います。

○文教福祉常任委員長（小笠まゆみ君） 文教福祉常任委員長、小笠まゆみでございます。

去る9月10日、本委員会に付託となった議案第48号五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算のうち、福祉課、町民課、教育委員会所管の歳入歳出決算の認定について、議案第50号五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、議案第52号五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、9月10日、11日、13日に委員会を開催し、各議案の会計決算について慎重に審査を行いました。

その結果、平成30年度本委員会所管の会計決算は、付託を受けた事項について全員一致で次に述べる審査意見を付して認定するべきと決定しましたので、五ヶ瀬町議会会議規則第77条の規定により報告します。

審査意見でございます。

滞納金整理について。

近年、税等の滞納の対処に努力され、現年度の税徴収に力を入れていますが、滞納繰越総額が4,640万円のうち、大口滞納者について50万円以上が18件、100万円以上が12件と報告されました。本年度の町税等収納率向上対策委員会において、滞納処分の執行停止に関する取り扱いの要綱の策定をされたようです。国民の義務、平等性を保つためにも、分納制度を活用するなど個別の対応をしっかりと行うことを望みます。対象者不明や、死亡などを含む徴収が不可能と判断されるものは早急に整理をお願いいたします。

生ごみシステム回収構築について。

本事業は、循環型社会、低炭素社会の実現に向け、生ごみの減量化に取り組んだものです。分解された水分を男坂住宅の浄化槽に排水していましたが、その処理能力や汚泥処理の問題から事業を断念しており、取り組み当初における事業計画の精査が不足していたのではないかと考えられます。

一般的に、生ごみ処理からは、液肥として活用したり、発生するガスを熱利用したりなどしてありますが、当初の目的である肥料の活用、花の植栽、持続可能な自然共生社会の確立と二酸化炭素の削減については、ここで断念するのではなく、今後も何がしかの取り組みを検討し継続を願うものであります。

国民健康保険税について。

国民健康保険税の滞納額は、数年前に比べ減少しているものの、収入未済額の中で大きな割合を占めています。税の算定基準は自治体によって異なっていますが、これ以上の滞納をふやさないためにも、算定基準の見直し時期ではないかと思われ、検討を願います。

医師確保について。

これまで常勤の医師確保については努力を重ねられてきました。現在、勤務いただいている2名の常勤医師には心から感謝申し上げます。厚生労働省が公表した医師偏在指標において宮崎県は210.6ポイントで、医師小数県の16県に含まれ、医師不足の状況が全国でも厳しい中、熊本との県境に位置する地理条件により、熊本大学から非常勤医師の派遣をいただいています。継続的なこの医師確保努力も重要ですが、国で議論される医師の働き方改革の検討の状況を見たとき、今の状態を維持できるかは疑問です。延岡西臼杵地域医療構想調整会議に西臼杵地域公立病院部会が設置されましたが、この地域の医療のあり方を見極め、しっかりとした医療体制になるよう努力をしてください。

また、病院の病床利用率も減少傾向にある中、一般病床及び療養病床数についても検討すべき時期にきていると思われれます。新たな病院機能として、一時的に在宅介護が困難となる場合に、期限を設けた入院が可能となるレスパイト病床の導入についても検討願います。

看護師確保について。

医師確保同様、看護師の確保にも苦慮されています。職員の技能と技術を向上させるためには、五ヶ瀬町立病院での院内業務だけでは不足するものがあるようです。外部研修制度や派遣事業等を構築し、小さな病院でもやりがいを持って働ける環境整備などを行うべきではないでしょうか。検討をお願いします。

技師・薬剤師の確保について。

現在、放射線技師・検査技師は再任用での雇用となっております。薬剤師は5年の任期付き採用で、今後の採用は厳しい状況にあります。課題の多い病院経営ですが、住民にとってはなくてはならないもので、町立病院の今後のあり方、方向性を見極めればいずれも解決できると考えられます。最重要課題と捉え、努力お願いいたします。

病院未収金について。

外来診療費。入院費の過年度未収金は約670万円となっております。平成22年度以前のもの

は565万円程度となっており、そのうち約半分が回収不能とみられています。今後は、一部預り金の活用や保証人への請求など、一層の回収努力や新たな未収金を防ぐ対応をお願いいたします。

教職員住宅及び学校施設について。

平成30年度は、老朽化による修繕が大半ではありますが、実にこまめに対応を行っています。今後、修繕が予想される施設などに関しては必要な対応を行い、よりよい環境で教育が行われていくよう努力してください。

五ヶ瀬教育グランドビジョンについて。

独自の取り組みとして進化している五ヶ瀬の教育ですが、教育委員会ははじめ現場の先生方には敬意を表します。塾もない中においても成績がよく、スポーツの取り組みも盛んで優秀な結果を出しています。今後も、より一層の取り組みを期待するものです。

佐伯勝元基金運用について。

この基金は、佐伯氏の意向を十分にくみ取り、有効に活用してください。奨学金についても当初の内容に固定せず、例えば短期大学や専門学校なども対象とするなど、柔軟な運用について再度検討をお願いします。

出産・子育て支援について。

ここ数年、出産・子育て支援については、妊産婦健康診査助成や妊産婦健康診査交通費助成など妊娠時の支援から、出産祝い金やブックスタート、ウッドスタートなどの子育て支援など、さまざまな施策が講じられ、本町の子育て環境が充実してきている一方で、相変わらず出生者数は減少の一途をたどっており、人口減少に歯どめをかけるには何らかの対策が必要だと思われます。福祉部門に限らず、総合的な人口減少対策が講じられるよう期待します。

保育所について。

保育所の民営化について議論が行われてきましたが、今年度に結論が出ると思われません。保育所に関しては、保育師不足がなかなか解消できていません。また、五ヶ瀬教育グランドビジョンの取り組みを行うことから、人材育成の初めの大切な施設と捉え、教育投資にも力を入れられる環境づくりを望みます。

特定健康診査について。

五ヶ瀬町が保険者となる国民健康保険加入者の40歳以上74歳までを対象とした特定健康診査については、受診率が57.7%と目標の60%に届いていない状況でございます。1年に一度の受診ではありますが、病気の重症化を防ぐことが医療費にも大きく影響を及ぼすことから、受診率向上に向け、一層の取り組みをお願いします。

介護保険事業の運営について。

本町の介護保険事業は、全国的に見て適正に運営されていると感じますが、今後においてはますます高齢化率が上がり、現役世代の負担は増すものと考えられます。介護施設などが少ない本町においては、在宅での生活を余儀なくされる高齢者も居ると考えられ、在宅での生活を余儀なくされる高齢者及びその家族にとっての支援が必要ではないかと感じており、超高齢化社会に対応した施策の検討をお願いします。

介護予防事業について。

介護予防生活生きがい活動支援事業を社会福祉協議会に委託し、高齢者などに対する夕食の宅配サービスや高齢者生活状況確認事業で介護予防ボランティア養成講座受講者による1週間に1回の高齢者の見守りなどを行い、また、高齢者いきいきサロンや地域の居場所づくりなどが挙げられますが、今後においては運動に関する予防事業の必要性も感じており、当該事業を検討されることを期待します。

厚生労働省は2040年を展望し、健康寿命を3年以上延伸するというプランを立てていますが、本町においても健康寿命の延伸は重要な課題であると捉え、介護予防事業の一層の充実を望みます。

以上、報告といたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） これで、各常任委員長の審査報告が終わりました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、各常任委員長に対する質疑を終結します。

これから、本7件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第48号平成30年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第49号平成30年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第50号平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第51号平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第52号平成30年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第53号平成30年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第54号平成30年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8. 議案第55号

日程第9. 議案第56号

日程第10. 議案第57号

日程第11. 議案第58号

日程第12. 議案第59号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第8、議案第55号五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正についてから日程第12、議案第59号五ヶ瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第59号までの5件は、これを一括議題とします。

本5件につきましては、去る9月4日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言して下さい。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本5件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第55号五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号公の施設に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号五ヶ瀬町税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号五ヶ瀬町保育料条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第59号五ヶ瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第60号

日程第14. 議案第61号

日程第15. 議案第62号

日程第16. 議案第63号

日程第17. 議案第64号

日程第18. 議案第65号

日程第19. 議案第66号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第13、議案第60号平成31年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第19、議案第66号平成31年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号から議案第66号までの7件は、これを一括議題とします。

本7件につきましては、去る9月4日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言して下さい。質疑がありましたらどうぞ。1番、佐藤成志議員。

○議員（1番 佐藤 成志君） 1番、佐藤成志です。一般会計補正予算、13ページです。総務費の負担金補助及び交付金ということで、宮崎ひなた暮らしUIJターン支援事業補助金。そっちらのほうはどうなっているか。総務費の中で。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） こちらのほうのページ数は10ページになっております。

総務費の国庫支出金の総務費国庫補助金の地方創生推進交付金200万円と県支出金の県支出金の宮崎ひなた暮らしUIJターンのページでよろしいでしょうか。

宮崎ひなた暮らしUIJターン支援事業補助金100万円につきましては、今、先に申し上げましたが、その上の国庫補助金の総務費国庫補助金の100万円と6月の補正のときに県と国が

ら別々に入るような想定をしておりましたけれども、県のほうで一括して入るということで、国庫補助金のほうから県補助金のほうに移し替えたということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、佐藤成志議員。

○議員（1番 佐藤 成志君） 同ページの上のほうにありますが、関係人口創出・拡大事業モデル事業委託料221万6,000円についてお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 済みません。それは6月の補正予算書じゃないでしょうか。今、2号補正ですから。

○議長（甲斐 政國君） 済みません。佐藤議員、それは補正予算（第1号）で6月のやつになっています。

○議員（1番 佐藤 成志君） 失礼しました。

○議長（甲斐 政國君） 済みません。ここで1回休憩して質問を整理していただきたいと思えます。休憩します。

午前10時30分休憩

.....
午10時37再開

○議長（甲斐 政國君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。1番、佐藤成志議員。

○議員（1番 佐藤 成志君） 済みません。タブレットの操作を間違えまして、6月議会のしおりが出てまいりまして、そちらのほうを押してしまいました。申しわけありません。

○議長（甲斐 政國君） 1番、佐藤成志議員。

○議員（1番 佐藤 成志君） 私のほうの手違いで申しわけありませんでした。

それでは、また質問をさせていただきます。

一般会計補正予算15ページになります。

総務管理費の中の報償費ということで、県町村人口問題対策連携事業報奨金ということで50万円と委託料125万2,000円というのが上がっております。この2件についてお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 企画課長です。こちらの地域振興費のほうの関連ですが、県のほうで、今回、委託料のほうに県市町村人口問題対策連携事業というのが県の基金事業で組まれたわけなんです、その分の関係で、今言われた報奨金、それから、委託料の123万2,000円につきまして、今現在、一般会計で取り組んでいるものを県の基金事業のほうでできないかとい

うことで、今、県のほうに申請をしております、基金事業でできないかということで、こちらのほうに基金事業の分として振りかえで上げさせていただいております。今から内示を受けるかどうかの状態なので、こちらのほうで上げさせていただいているという状況です。報奨金と、それから委託料のほうを振りかえているという状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、綾健一議員。

○議員（2番 綾 健一君） 2番、綾健一です。タブレットのページで20ページになるんですが。

○議長（甲斐 政國君） 議案名を。

○議員（2番 綾 健一君） 一般会計補正予算です。ページ数がタブレットでは20ページになっていますが、農地費についてお尋ねしたいんですが、負担金補助及び交付金1,012万5,000円の県営土地改良事業負担金とあります。経営土地改良事業はどこの地域で行われているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。綾議員の御質問にお答えします。

負担金の1,012万5,000円の増額なんですけど、これにつきましては、県営中山間地域総合整備事業の五ヶ瀬地区としておりまして、その町の負担分になります。平成30年度着工予定でありました大石地区の管水路の2件と排水施設等について、事業のほうは平成31年度に繰り越しを行いましたので、当該事業における負担金が上がったということでの計上になります。よろしいでしょうか。

○議員（2番 綾 健一君） はい、わかりました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 7番、小笠でございます。一般会計補正予算の21ページになります。商工費の中の4番、森林公園事業費の部分の需用費の中に消耗品費、それから、修繕料などが上がってございますが、これは資料でいただいた中のスキー場の諸々の部分の計上ではないかと捉えています。

レストランの厨房機器の経年劣化に伴う更新費用として説明資料の中で141万4,000円という数字をお知らせいただいているんですが、よかったら厨房機器、一体どういうものが更新されるのかを教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 企画課長です。商工費の部分については今おっしゃられたとおりで、説明資料でつけておりますスキー場のレンタルブーツ、ウェア等の消耗品、それから、修繕料に

つきましては、圧雪車、スノーモービル等々の修繕となっております。

厨房機器につきましては、備品購入費のほうで上げてございまして、1つが麺水切り機、それから、ガスフライヤー、それから、井ぶりレンジ、電気ホットショーケース、スチームマシン、電気式ウォーマーテーブルとなっております。どれも古くなっているものの更新でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 厨房に2日間ボランティアで入らせていただいたんですが、本当にあの状況でよく動いていただいているなということで、個人の機器を持ち込んでいただいて、それで仕事をされているというような状況も見取れましたので、補正という形で予算づけいただいたことに、一体どのものかというのが確認したかったということと、できるだけ現場の声を聞き入れていただいて、もう少し環境整備を充実していただけるといいのではないかと思いますので聞かせていただきました。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、白瀧徹哉議員。

○議員（4番 白瀧 徹哉君） 4番、白瀧徹哉です。補正予算書の23ページになりますけれども、へき地教員住宅の管理費の中で、工事請負費673万3,000円と、もう1件ありますが、24ページの保健体育施設費、これの工事請負費421万6,000円について詳細を御説明お願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（甲斐津世志君） 教育次長です。白瀧議員の質問にお答えいたします。

まず、へき地教員住宅の工事請負費、説明資料にも投資的事業ということで書いてありますが、室野団地1号と国道沿いにあります教員住宅ですが、これの屋根工事の修繕になります。非常に屋根が劣化して、修繕を行わないといけない状態になっています。

当初予算のほうで壁のほうで上げておりましたけども、今回、この補正を出して、一括して修繕を行うということで考えているところです。

それと、24ページの保健体育施設の工事請負費421万6,000円、これもちょっと説明資料にあるんですが、これは、Gパーク陸上競技場トラック改修工事、上げております。議会でも承認いただきましてありがとうございます。この分の消費税の増税分ということで上げさせております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、白瀧徹哉議員。

○議員（4番 白瀧 徹哉君） この2件については事前に説明資料もいただいておりますし、承知しておりましたけども、へき地住宅ですけども、今回、室野住宅のほうをされるということですが、まだまだ町内にも住宅で非常に古い建物が十分ありますので、できるだけ計画的に、また、早く改修を行っていただくようによろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（甲斐津世志君） 教育次長です。教員住宅等を含めて、学校教育施設・社会教育施設長寿命化計画ということで調査を行っているところです。それに、調査ができて、計画的に、平準的に、事業が飛び出ないように、単年で大きく上がるようなことがないように計画を進めていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、綾健一議員。

○議員（2番 綾 健一君） 2番、綾健一です。もう1点ほどお伺いしたいと思います。

一般会計補正予算の25ページになっております。現年発生道路橋梁災害復旧費とありまして、経費が1,005万円組み込んであります。その工事の請負箇所、今度、工事をされる現場がどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。綾議員の御質問にお答えします。

今回上げておる1,005万円の金額になりますけど、7月に発生しました梅雨前線豪雨災害で、9月17日の週に災害査定が予定されておりますけど、査定完了後に速やかな工事発注を行うために、今、暫定的な予算で上げておりますので、今、ここでどの箇所がというのはちょっとお答えできないんですけど、よろしいですか。

○議員（2番 綾 健一君） 暫定予算ということで伺っていてよろしいんですね。

○建設課長（田原 昭生君） まだ査定を受けていませんので。いいですか。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。ありませんか。1番、佐藤成志議員。

○議員（1番 佐藤 成志君） 1番、佐藤成志です。水道事業特別会計、ページ数は7ページです。

委託料996万6,000円と工事請負費500万円と上がっておりますが、説明をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えします。

今言われた分のどちらも、さきの全協のほうで一応御説明を申し上げたんですけど、まず、委

託料の795万3,000円につきましては、新庁舎に、今度、廻淵のほうから水道を持ってくる分があるんですけど、その分の水道を設計するための実施設計の業務委託料になります。とすると、201万3,000円につきましては、それに伴います認可等の申請の手続きがありますので、その分の経費になります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 委託料と工事請負費、996万6,000円と500万円。建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 済みません。工事請負費のほうもでしょうか。

工事請負費につきましては、今現在、宮の原の簡易水道の配水管敷設を行っておりますけど、昨年の見積もり時から資材単価の上昇、また、環境汚染対策を目的とした産廃処分費等の追加とか、交通指導員の追加による工事請負費の増になりまして、今回の補正で上げているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） よろしいですか。ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本7件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第60号平成31年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長(甲斐 政國君) 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 次に、議案第64号平成31年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長(甲斐 政國君) 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 次に、議案第65号平成31年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長(甲斐 政國君) 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 次に、議案第66号平成31年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長(甲斐 政國君) 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第67号

- 議長(甲斐 政國君) 次に、日程第20、議案第67号工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長(原田 俊平君) 議案第67号工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、5,000万円以上の工事請負契約の締結については、議会の議決が必要とされております。

本件は、平成30年度地方創生拠点整備交付金事業による繰り越し事業であり、フォレストピア森林交流館を宿泊施設として改修する工事請負契約であります。

この工事につきましては、去る9月11日、指名競争入札の結果、真野建設株式会社、代表取締役、真野公憲氏が落札し、工事請負金額は5,724万円であります。

工期は、契約の日から令和2年3月10日までとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

- 議長(甲斐 政國君) ただいま提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第 6 7 号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 1. 議案第 6 8 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第 2 1、議案第 6 8 号町道の認定及び廃止についてを議題とします。本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第 6 8 号町道の認定及び廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

町道の認定及び廃止につきましては、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要であります。

今回提案いたします路線は、貫原橋の完成に伴い、旧橋を経由する路線の廃止手続きを行い、新橋を経由する路線に再認定を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第 6 8 号町道の認定及び廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 発委第2号

日程第23. 発委第3号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第22、発委第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を国に提出することについて及び日程第23、発委第3号国土強靱化対策の推進を求める意見書を国に提出することについての2件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号及び発委第3号の2件は、これを一括議題とします。

本2件については、提出者、総務農林常任委員長、甲斐松男議員、趣旨説明を求めます。

○総務農林常任委員長（甲斐 松男君） 総務農林委員長の甲斐松男です。

発委第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

全国過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に失効することから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させるよう、新たな過疎対策法の制定に関する要望、活動が全国過疎地域自立促進連盟を中心に、国会及び関係省庁へ行われています。

意見書にあるとおり、過疎対策のこれまでの成果や課題、過疎地域を取り巻く環境を踏まえて、都市も含めた国民全体の安心安全な生活環境整備を図るためにも、引き続き総合的な過疎対策の充実強化を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、発委第3号国土強靱化対策の推進を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

近年、全国各地で豪雨や地震など、自然災害が頻繁かつ甚大に発生しており、このような災害に備えるべく、国民の生命や財産を守るために、防災、減災、さらには国土、強靱化を進めることは極めて重要であり喫緊の課題だと考えます。市町村にあっては、災害の最前線に位置することから、早急な対応はもちろん、想定している災害に対する備えを可能な限り充足できるよう全力で取り組んでいますが、脆弱な財政基盤に起因して十分とは言えない状況であります。

よって、国に地方創生の取り組みと連携しながら国土強靱化対策をより一層推進されるよう要望するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま趣旨説明が終わりました。これから、ただいまの趣旨説明に対する質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本2件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

発委第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を国に提出することについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

発委第3号国土強靱化対策の推進を求める意見書を国に提出することについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24. 議会運営委員会委員長報告を求めることについて

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第24、議会運営委員会委員長報告を求めることについて、議会運営委員会委員長から審査中の事件について報告がありますので、ここで委員長の報告を求めます。委員長、白瀧徹哉議員、御登壇願います。

○議会運営委員長（白瀧 徹哉君） 議会運営委員長の白瀧徹哉です。

五ヶ瀬町議会基本条例第22条第1項において、議会は1年ごとにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものと規定しております。

その手続につきましては、五ヶ瀬町議会基本条例の見直し手続に関する要綱に基づき評価作業を行いました。全ての議員により、評価の指標に示された5段階の自己評価に基づき、平成30年8月1日から令和元年7月31日の1年間の議会及び議員活動の評価検証を行いました。その経過につきましては、報告書の評価の経過に記載のとおりであります。評価の結果につきましても、お手元の評価結果表をごらんください。

議会運営委員会での意見としましては、2回目の評価作業であります。評価の支持、指標の捉え方には個人差がみられた部分も多々あり、今後、毎年評価作業を実施していく中で、改善すべき部分の検討を行ってまいります。

見直し手続に関する要綱第6条第1項に規定されている条例の見直し判断基準となる3以下の結果となったのは、第16条の議会図書室の設置であります。これは、現在の庁舎では十分な

機能を果たせておりません。地方自治法第100条第19号において、設置しなければならないとされていることから、新庁舎建設の検討の中に反映させていかなければなりません。

以上、今回の評価の結果としましては、条例の見直しは必要なく、達成度の低かった事項につきまして、議会活動、議員活動のさらなる活性化を図ることが重要であります。

以上、委員長報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、委員長報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの議会基本条例に基づく評価審査報告について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長審査報告のとおりとすることに決定しました。

日程第25. 発議第4号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第25、発議第4号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣につきましては、会議規則第122条の規定によりお手元に配付しておりますとおりに派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおりに議員を派遣することに決定しました。

日程第26. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第26、委員会の閉会中の継続調査については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおりに、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、行財政改革及び新庁舎建設調査検討特別委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付された議事の全部を終了しましたので、会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る9月4日の開会以来17日間に渡り熱心に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

町長を初め、町当局の皆様には、会期の間、常に真摯な態度を持って審議に御協力いただき、

ありがとうございました。

ここで、町長の挨拶をお願いします。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。それでは、私のほうから本定例会終了に当たりまして、執行部を代表し、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に御提案申し上げました全ての案件につきまして、御承認を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会は、決算議会ということもありまして、平成30年度の一般会計、特別会計におきまして、監査委員の方からの決算審査意見書をもとに、総務農林常任委員会並びに文教福祉常任委員会、それぞれに決算審査意見書をいただいたところでございます。それぞれにいただきました指摘事項並びに要望事項につきましては、今後、内部で十分に検討を行い、対応していく考えでありますので、どうかよろしく願いいたします。

さて、国政におきましては、去る9月11日に第4次安倍再改造内閣が発足し、初入閣の大臣も13名と、これまでで最も多い布陣になったところでございます。その中でも、農林水産大臣に、地元、江藤拓代議員が就任され、基幹作業が農林業の我が町、また、宮崎県にとっては非常によかったと思うところであります。これまでの農政通の豊富な経験を生かされ、棚田地域振興法をはじめ、中山間地に暮らします私どもの視点に立った政策の展開を願うとともに、農業国、日本のための御活躍を期待するところであります。

結びとなりますが、来週には秋分の日を迎え、本格的な実りの秋となり、農作業等で多忙な時期となります。また、台風17号も週末には九州に接近するということが予想されていますし、10月、11月と各種イベント、お祭りも目白押しで、公私ともにあわただしい時期となりますが、議会の皆様におかれましては健康に十分御留意の上、ますます御健勝にて御活躍をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、以上をもちまして定例会終了に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。大変お疲れ様でした。

○議長（甲斐 政國君） 町長には、丁重な御挨拶を賜り、ありがとうございました。議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に御配慮いただき、執行の上に十分反映されますようお願いを申し上げます。

これをもちまして、令和年第3回五ヶ瀬町議会定例会を閉じます。

どうも御苦勞様でした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前14時27分閉会

○ 令和元年第3回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第10号	五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について	令和元年 9月4日	-
報告第11号	五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について	令和元年 9月4日	-
議案第46号	西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について	令和元年 9月4日	同意
議案第47号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和元年 9月4日	同意
議案第48号	平成30年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月20日	認定
議案第49号	平成30年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月20日	認定
議案第50号	平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月20日	認定
議案第51号	平成30年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	令和元年 9月20日	認定
議案第52号	平成30年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月20日	認定
議案第53号	平成30年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月20日	認定
議案第54号	平成30年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月20日	認定

議案第55号	五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第56号	公の施設に関する条例の一部改正について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第57号	五ヶ瀬町税条例の一部改正について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第58号	五ヶ瀬町保育料条例の一部改正について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第59号	五ヶ瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第60号	平成31年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第61号	平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第62号	平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第63号	平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第64号	平成31年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第65号	平成31年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第66号	平成31年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第1号）について	令和元年 9月20日	原案可決

議案第67号	工事請負契約の締結について	令和元年 9月20日	原案可決
議案第68号	町道の認定及び廃止について	令和元年 9月20日	原案可決
発委第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書を国に提出することについて	令和元年 9月20日	原案可決
発委第3号	国土強靱化対策の推進を求める意見書を国に提出することについて	令和元年 9月20日	原案可決
発議第4号	議員派遣について	令和元年 9月20日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名議員

署名議員